

参 考 資 料

1	令和7(2025)年度 県制度融資等の融資利率及び保証料率一覧	95
2	産業政策推進資金（とちぎ創生融資（第2期）＜金融機関提案型＞）一覧	96
3	栃木県環境保全資金融資規則・栃木県環境保全資金融資要綱	98
4	県の高度化資金貸付金	106
5	市町村の制度融資	108
6	栃木県信用保証協会の保証制度	116
7	日本政策金融公庫の融資制度	128
8	商工中金の融資制度	134
9	県制度融資に関するよくある質問Q & A	136

■令和7(2025)年度 県制度融資の融資利率及び保証料率一覧

			融資利率（下記の％以内）			適用される主な保証料率
			保証無し	保 証 有 り		
				責任共有 対象	責任共有 対象外	
一般資金	運 転	一 般 枠	2.5%	2.2%	2.0%	0.45%～1.40%
		短 期 枠	2.0%	1.7%	1.5%	
	設 備		2.5% （※1）	2.2% （※1）	2.0% （※1）	「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証」の専用資金 0.60%～1.75%（国補助後の実負担）
	経 営 者 保 証 非 提 供		—	2.2%	—	
小規模企業 資 金	一 般 貸 付		—	1.8% （※2）	1.6% （※2）	0.45%～1.40%
	小口零細貸付		—	—	1.6% （※2）	「小口零細企業保証」の専用資金 0.50%～1.60%【責任共有対象外】
創 業 支 援 資 金	別 表 1 ・ 2		—	1.9% （※3）	1.7% （※3）	0.45%～1.40%
	女性・若者・シニア 支援枠（別表3）		—	1.8%	1.6%	「創業関連保証」の場合、0.80%【責任共有対象外】 （※4）
	スタートアップ 支援枠（別表4）		—	—	1.6%	「スタートアップ創出促進保証」の専用資金 1.00%【責任共有対象外】（※4）
新 事 業 開 拓 支 援 資 金			2.2%	1.9%	1.7%	0.45%～1.40% 「経営革新関連保証」の場合、0.7%
事 業 承 継 支 援 資 金			2.2%	1.9%	1.7%	0.45%～1.40% 「特定経営承継準備関連保証」の場合、0.9%
産 業 政 策 推 進 資 金	重点政策推進融資		2.2%	1.9%	1.7%	0.45%～1.40%
	とちぎ創生融資（第2期）		2.2%			
	SDGs 推 進 融 資		2.0%	1.7%	1.5%	
	カーボンニュートラル 推 進 融 資		2.0%	1.7%	1.5%	
	人材確保等促進融資		2.2% （※5）	1.9% （※5）	1.7% （※5）	
産 業 立 地 促 進 資 金	新規立地促進融資		2.4%	2.1%	1.9%	0.45%～1.40%
	知 事 特 認		1.7%	1.6%	1.4%	
	グ ロー ア ッ プ 融 資		2.1%	1.9%	1.7%	
経 営 安 定 資 金	基 盤 強 化 融 資		—	1.8%	1.6%	0.45%～1.40%
	事 業 活 動 継 続 融 資		—	1.8%	1.6%	「セーフティネット保証」の場合、 0.70%【責任共有対象（5・7・8号）】又は 0.80%【責任共有対象外（1～4号、6号）】
	原 油 ・ 原 材 料 高 騰 等 緊 急 対 策 資 金		—	1.4%	1.2%	「危機関連保証」の場合、0.80%【責任共有対象外】
経 営 サポート 資 金	経営力強化借換融資		—	1.4%	—	「経営力強化保証」の専用資金 0.45%～1.25%
	借換 融資	サ ポ ー ト 借 換	—	2.2%	2.0%	0.45%～1.40%
		金融円滑化借換	2.5%	2.2%	2.0%	
経 営 改 善 資 金			—	2.5%	2.3%	「経営改善サポート保証」の場合、0.70%【責任共有 対象】又は0.80%【責任共有対象外】 「事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化 型）」の場合、0.30%（国補助後の実負担）
栃木県農業ビジネス保証制度資金			—	2.2%以内 （80%の割合保証）		借入金額に対し0.80%
環 境 保 全 資 金			1.6%			0.45%～1.40%

※事業者選択型経営者保証非提供制度を利用することで、保証料を上乗せして経営者保証を外すことができます（一部資金を除く）。

(※1) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく認定耐震改修工事の場合、融資利率が0.2%引き下げとなります。

(※2) 経営発達貸付該当の場合、融資利率が0.1%引き下げとなります。

(※3) U I J ターン創業者の場合、融資利率が0.1%引き下げとなります。

(※4) 「創業等連携サポート制度」（栃木県信用保証協会）を利用した場合、保証料率が0.60%又は0.45%（別表4の場合は0.80%又は0.65%）となります。

(※5) 厚生労働省の業務改善助成金の交付決定を受けた場合、融資利率が0.2%引き下げとなります。

【県制度融資の保証料率】

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責 任 共 有 対 象	1.40%	1.25%	1.10%	0.95%	0.90%	0.85%	0.80%	0.60%	0.45%
責 任 共 有 対 象 外	1.60%	1.45%	1.30%	1.15%	1.05%	1.00%	0.90%	0.70%	0.50%

産業政策推進資金「とちぎ創生融資（第2期）〈金融機関提案型〉」一覧

金融機関名	資金名	融資対象者	融資利率（固定金利）	資金使途・融資期間	融資限度額	信用保証	経営支援策・スキーム図	取扱金融機関
足利銀行	あしぎん地域創生支援資金Ⅱ	中小企業者として創業しようとする者（創業後5年以内の中小企業者を含む）	【信用保証協会の保証付き】 年 1.5%以内（融資期間5年以内） 年 1.8%以内（融資期間10年以内） 【保証なし】 年 1.9%以内（融資期間5年以内） 年 2.2%以内（融資期間10年以内） ※女性、若者（30歳未満）、シニア（50歳以上）、移住起業家、コロナ禍を踏まえて新しい生活様式に対応する事業を行う者は上記から0.3%優遇	運転資金 5年以内 （うち据置1年以内） 設備資金 10年以内 （うち据置1年以内）	3,000万円	金融機関 所定	図1: 経営支援策・スキーム図 この図は、足利銀行と中小企業者との関係を示しています。足利銀行は、中小企業者に「創業相談」「融資実行」を行います。また、中小企業者は「経営計画策定支援」「補助金等助成支援」を受け、銀行に「返済実行」を行います。さらに、銀行は「外部機関」に「公的機関」「専門家」「あしぎん総研」等を通じて支援を行います。	足利銀行の 各営業店
栃木銀行	とちぎん地域産業創生15戦略資金（第2期） （とちぎんBerry Good資金）	働きやすい企業に向けた環境整備を推進する中小企業者	【信用保証協会の保証付き】 年 1.0%～2.0% 【保証なし】 年 1.2%～2.2%	運転資金 5年以内 （うち据置1年以内） 設備資金 10年以内 （うち据置1年以内）	1億円 （うち運転資金 3,000万円）	金融機関 所定	図2: 経営支援策・スキーム図 この図は、栃木銀行と中小企業者との関係を示しています。栃木銀行は、中小企業者に「融資実行」を行います。また、中小企業者は「外部機関」に「公的機関」「専門家」「あしぎん総研」等を通じて支援を行います。	栃木銀行の 各営業店
栃木信用金庫	とちぎん地域創生支援資金「前進」	新たな事業展開（創業・第二創業を含む）や事業の発展を計画している中小企業者	【信用保証協会の保証付き】 年 2.2%以内	運転資金 5年以内 （うち据置1年以内） 設備資金 10年以内 （うち据置1年以内）	3,000万円	保証付き	図3: 経営支援策・スキーム図 この図は、栃木信用金庫と中小企業者との関係を示しています。栃木信用金庫は、中小企業者に「融資実行」を行います。また、中小企業者は「外部機関」に「公的機関」「専門家」「あしぎん総研」等を通じて支援を行います。	栃木信用金庫 の各営業店

金融機関名	資金名	融資対象者	融資利率（固定金利）	資金使途・融資期間	融資限度額	信用保証	経営支援策・スキーム図	取扱金融機関
大田原信用金庫	北栃木観光応援融資（第2期）	観光関連事業を営み、国内外から選ばれる観光地づくりに取り組む中小企業者（新たに中小企業者として創業しようとする者も含む）	【信用保証協会の保証付き】 年1.5%以内	運転資金 5年以内 （うち据置6ヶ月以内） 設備資金 7年以内 （うち据置6ヶ月以内）	運転資金 3,000万円 設備資金 5,000万円	保証付き		大田原信用金庫 庫の各営業店
烏山信用金庫	新・女性創業応援資金	①中小企業者として創業しようとする女性（創業後3年以内の中小企業者を含む） ②既に事業を営んでおり、新事業を開始しようとする中小企業者 ※ただし、①・②ともに女性が代表者の場合に限る	【信用保証協会の保証付き】 1年目 年0.8% 2年目以降 年1.5%（自己資金1/2以上） 年2.0%（自己資金1/2未満） 【保証なし】 1年目 年1.0% 2年目以降 年1.7%（自己資金1/2以上） 年2.2%（自己資金1/2未満）	運転資金 5年以内 （うち据置1年以内） 設備資金 5年以内 （うち据置1年以内）	300万円	金融機関 所定		烏山信用金庫 の各営業店
那須信用組合	なすしん地域創生支援資金「なすしんハッスル・アグリ」	地元農産物を仕入、加工・販売する中小企業者、及び地元農産物を仕入、調理して提供している中小企業者	【信用保証協会の保証付き】 年2.0%以内	運転資金 5年以内 （うち据置1年以内） 設備資金 7年以内 （うち据置1年以内）	運転資金 500万円 設備資金 700万円	保証付き		那須信用組合 の各営業店

上記は融資メニューの概要です。詳細は各金融機関にお問い合わせください。また、申し込みに当たっては栃木県制度融資要綱の規定を満たす必要があります。

○ 栃木県環境保全資金融資規則

平成12年 3 月27日

栃木県規則第22号

栃木県環境保全資金融資規則を次のように定める。

栃木県環境保全資金融資規則

(趣旨)

第1条 この規則は、県内の中小企業者及び中小企業団体に対する公害防止及び環境保全に資する事業に要する資金（以下「環境保全資金」という。）の融資に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号及び第2号に規定する中小企業者をいう。
- (2) 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号、第2号及び第5号から第9号までに規定する中小企業団体をいう。
- (3) 取扱金融機関 県内に本店若しくは主たる事務所又は支店若しくは従たる事務所を有する銀行、信用金庫、信用組合及び株式会社商工組合中央金庫をいう。
- (4) 保証協会 栃木県信用保証協会をいう。
- (5) 保証 信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第20条第1項第1号に規定する債務の保証をいう。

（平13規則44・平18規則32・平20規則51・平27規則42・一部改正）

(資金措置)

第3条 知事は、保証協会に対し、毎年度予算の範囲内で環境保全資金の融資に要する資金を貸し付けるものとする。

(融資を受ける者の資格)

第4条 環境保全資金の融資を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する中小企業者又は第2号から第4号までのいずれにも該当する中小企業団体で、知事が融資を必要と認めたものとする。

- (1) 県内において1年以上引き続き同一事業を営んでいる者
- (2) 環境保全資金の償還及び利子の支払について十分な支払能力を有する者
- (3) 県税を滞納していない者
- (4) 第7条第3項の規定による認定書の交付前に、環境保全資金の融資の対象となる事業に着手していない者（知事がやむを得ない事由があると認めた者を除く。）

（平13規則44・一部改正）

(融資対象事業)

第5条 環境保全資金の融資の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業で、知事が適当と認めたもの（以下「融資対象事業」という。）とする。

- (1) 公害防止施設の設置又は改善その他公害防止に資する事業
- (2) 公害防止のための工場又は事業場の移転の事業
- (3) 環境への負荷の低減に資する設備の整備その他環境の保全に資する事業

(融資の条件)

第6条 環境保全資金の融資の条件は、次に定めるところによる。

- (1) 融資額は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額とする。この場合において、融資額は、10万円単位とする。

ア 前条第1号及び第3号に掲げる事業 当該事業の実施に要する経費の100分の90以内で100万円以上1億円以下

イ 前条第2号に掲げる事業 当該事業の実施に要する経費の100分の90以内で200万円以上1億5,000万円以下

(2) 融資の利率は、知事が別に定める。

(3) 環境保全資金の償還は、10年以内（うち元金の据置期間2年以内）の元金均等月賦償還とする。ただし、融資額が1,000万円未満のものについては、7年以内（うち元金の据置期間1年以内）の元金均等月賦償還とする。

(4) 融資には、原則として保証協会の保証を付するものとする。

（平13規則44・平26規則17・令5規則8・一部改正）

（事業計画書の提出等）

第7条 環境保全資金の融資を受けようとする者（以下「融資希望者」という。）は、あらかじめ事業計画書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して正本1部及び副本3部を知事に提出しなければならない。

(1) 見積書

(2) 設計書又は設計図

(3) 位置図（周辺200メートルのもので、特に住宅及び公共施設を明記すること。）

(4) 過去1年間（前条第1号に掲げる融資額が5,000万以上の事業にあつては2年間）の決算諸表

(5) 県税の納税証明書

(6) 前各号に定めるもののほか、知事が必要と認める書類

2 知事は、第5条第1号又は第2号に掲げる事業に係る前項の事業計画書の提出があった場合において当該事業の認定に必要があると認めるときは、当該事業に係る区域を管轄する市町村長に対し意見を求めるものとする。

3 知事は、当該事業計画書を審査し、その内容が適当であると認めたときは、融資希望者に認定書を交付するとともに、その写しを取扱金融機関に送付するものとする。

（平13規則44・平26規則17・一部改正）

（融資の手続）

第8条 融資希望者は、前条第1項の規定により事業計画書を提出したときは、取扱金融機関に融資の申込みをするものとする。

2 取扱金融機関は、前条第3項の規定による認定書の写しの送付を受けた場合において、当該融資を適当と認めたときは、当該融資に対する意見を付し、融資申込書の写しを保証協会に送付するものとする。ただし、当該取扱金融機関が保証協会の保証を必要がないと認めた場合は、この限りでない。

3 保証協会は、前項の融資申込書の写しの送付を受けたときは、保証の適否について当該取扱金融機関に通知するものとする。

4 取扱金融機関は、保証協会から保証を適当とする旨の通知を受けたときは、速やかに、貸付けの適否の決定をし、前条第3項の規定による認定書の交付を受けた者（以下「認定者」という。）にその旨を通知するものとする。取扱金融機関が保証協会の保証を必要がないと認め独自に貸し付けることとした場合も同様とする。

（平26規則17・一部改正）

（認定の取消し）

第9条 知事は、認定者が次の各号のいずれかに該当したときは、認定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の事項を記載した事業計画書を提出し、認定書の交付を受けたとき。

(2) 認定後6月以上経過しても取扱金融機関に融資の申込みをしなかったとき。

(3) 融資の目的を著しく阻害する行為を行つたと知事が認めたとき。

（計画の変更）

第10条 認定者は、融資対象事業の計画を変更しようとするときは、あらかじめ事業計画変更承認申請書

(別記様式第2号)に知事が必要と認める書類を添付して正本1部及び副本2部を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次項に規定する軽微な変更を行う場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 施設の構造又は設備の変更(知事が定める軽微な変更を除く。)

(2) 工場又は事業場の移転先の変更

(3) 融資対象事業に要する経費の100分の20以上の変更

(完了検査等)

第11条 第8条第4項の規定により貸付けが適当である旨の通知を受けた認定者(以下「貸付認定者」という。)は、当該融資対象事業が完了したときは、速やかに、事業完了報告書(別記様式第3号)正本1部及び副本2部を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の事業完了報告書を受領したときは、速やかに、完了検査を行い、当該完了検査の結果を貸付認定者及び取扱金融機関に通知するものとする。

(融資の実行)

第12条 取扱金融機関は、前条第2項の完了検査の結果が事業計画の内容に適合している旨の通知を受けたときは、融資を行うものとする。この場合において、当該取扱金融機関は、貸付認定者との金銭消費貸借契約の締結にあたり第14条に定める貸付金の返還に係る要件を特約条項として定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、取扱金融機関は、貸付認定者から工事完了前の中間融資の申込みがあったときは、保証協会と協議のうえ、融資額の5割(知事が別に定める事業に係るものにあつては、知事が別に定める割合)以内において融資をすることができるものとする。

3 取扱金融機関は、前2項の融資を行う場合は、当該融資額に相当する額の預託金を保証協会に対し要求するものとする。

4 保証協会は、取扱金融機関から前項の預託金の要求があったときは、速やかに、当該取扱金融機関と預託に係る契約を締結して預託を行うものとする。

5 取扱金融機関は、第1項又は第2項の融資を行ったときは、速やかに、融資報告書(別記様式第4号)に知事が必要と認める書類を添付して保証協会を経由して知事に提出しなければならない。

(平13規則44・一部改正)

(支払報告書の提出)

第13条 前条第1項の融資を受けた者は、融資対象事業に係る経費の支払をしたときは、速やかに、支払報告書(別記様式第5号)に当該経費の支払が完了したことを証する書類を添付して正本1部及び副本1部を知事に提出しなければならない。

(貸付金の返還請求)

第14条 第12条第1項又は第2項の融資を受けた者がこの規則の規定に違反し、又はこの融資の目的を著しく阻害する行為を行ったと知事が認め、その旨を取扱金融機関に通知したときは、当該取扱金融機関は、貸付金の全部又は一部の返還を求めなければならない。

(預託金の返還)

第15条 保証協会は、前条の規定により取扱金融機関が当該貸付金の返還を求めたときは、当該取扱金融機関と締結した契約を解除し、預託金の返還を求めなければならない。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、環境保全資金の融資に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年規則第44号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第32号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第51号）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第17号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第42号）

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第5号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和5年規則第8号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

栃木県環境保全資金融資要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、栃木県環境保全資金融資規則（平成12年3月27日栃木県規則22号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱で使用する用語は、規則で使用する用語の例による。

(公害防止施設の設置又は改善その他公害防止に資する事業)

第3条 規則第5条第1号の規定による公害防止施設の設置又は改善その他公害防止に資する事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 公害防止施設の設置又は改善の事業
- 二 土壌汚染対策のための汚染土壌及び汚染水の処理対策の事業
- 三 廃棄物処理施設（廃棄物焼却施設及び廃棄物処理業者が廃棄物の処理を行う施設を除く。）の設置又は改善の事業
- 四 廃棄物焼却施設の設置又は改善の事業（廃棄物処理業者が廃棄物の処理を行う場合は、ダイオキシン類対策のために廃棄物焼却施設を更新又は改善する場合に限る。）
- 五 大気汚染対策のための吹付け石綿の除去等の事業

第4条 規則第5条第2号の規定による公害防止のための工場又は事業場の移転事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 工場又は事業場の移転（工場又は事業場の建設、公害防止施設等の設置、工場又は事業場の移転に必要な土地の取得及び旧工場又は事業場の解体及び運搬）の事業
- 二 同一敷地内における工場又は事業場の新築及び増改築の事業
(環境への負荷の低減に資する設備の整備その他環境の保全に資する事業)

第5条 規則第5条第3号の規定による環境への負荷の低減に資する設備の整備その他環境の保全に資する事業は、別表に掲げる事業とする。

(融資の利率)

第6条 規則第6条第2号の規定により知事が定める融資の利率は、1.6%以内とする。

(事業計画書の提出)

第7条 規則第7条第1項の規定による事業計画書の提出は、同項の規定によるほか、取扱金融機関を経由してすることができるものとする。

(市町村長の意見)

第8条 規則第7条第2項の規定による市町村長の意見は、次に掲げる事業について求めるものとする。

- 一 市町村が所管する公害関係法令及び栃木県生活環境の保全等に関する条例の対象となる工場又は事業場に係る事業
- 二 公害苦情が発生している工場又は事業場（公害関係法令及び栃木県生活環境の保全等に関する条例の適用を受けないもの）に係る事業

(事業認定書の写しの送付)

第9条 規則第7条第3項の規定により知事が融資希望者に認定書を交付したときは、栃木県環境森林部環境保全課長は、保証協会、当該事業計画に係る区域を管轄する環境森林事務所及び環境管理事務所（以下「保証協会等」という。）に認定書の写しを送付するものとする。

(事業計画変更承認申請書の添付書類)

第10条 規則第10条第1項の規定により知事が必要と認める添付書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 施設の構造又は設備の変更 事業計画書の1又は3の書類及び変更後の設計書又は設計図
- 二 工場又は事業場の移転先の変更 事業計画書の2の書類及び変更後の位置図

三 融資対象事業に要する経費の20%以上の変更 変更後の見積書

(軽微な変更)

第11条 規則第10条第2項第1号の規定により知事が定める軽微な変更は、次に掲げる以外の変更をいう。

一 規則第5条第1項の事業 公害防止のための処理方法又は処理能力の変更

二 規則第5条第3項の事業(別表(1)、(4)及び(5)を除いた事業) 環境への負荷の低減に資する施設又は設備の能力の20%以上の変更

三 規則第5条第3項の事業(別表(1)の事業) 再生資源の利用促進に資する施設の処理方法又は処理能力の変更

(完了検査時の確認書類)

第12条 規則第11条第2項の規定による完了検査において貸付認定者は当該事業の請負業者等からの請求書等当該事業が完了したことを証する書類を提示するものとする。

(完了検査の写しの送付)

第13条 規則第11条第2項の規定により知事が貸付認定者に当該完了検査の結果を通知したときは、栃木県環境森林部環境保全課長は保証協会等に完了結果の写しを送付するものとする。

(中間融資)

第14条 規則第12条第2項の規定において知事が別に定める中間融資とは、環境管理マネジメントシステムの認証の取得とし、その割合は8割以内とする。

(融資報告書の添付資料)

第15条 規則第12条第5項の規定により知事が必要と認める添付書類は、年度別元利返還明細表とする。

2 取扱金融機関は、年度別元利返還明細表に変更があった場合は、速やかに知事に変更後の年度別元利返還明細表を提出するものとする。

(支払報告書の添付資料)

第16条 規則第13条の規定により支払報告書に添付する書類は、当該融資対象事業に係る請負業者等からの領収書とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に融資した資金及び設置等に係る計画の認定を受けたものについては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年11月17日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年10月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

- 2 この要綱の施行前に行われた再生可能エネルギー発電施設の設置に係る融資の利率は、改正後の第6条の規定にかかわらず、1.5%以内とする。

別表（第5条関係）

環境への負荷の低減に資する設備の整備その他環境の保全に資する事業

事業の種類	事業の内容等
(1) 再生資源の利用促進に必要な施設の整備	「再生資源」とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成12年法律第113号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。 なお、本事業の対象は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づいて、一般廃棄物又は産業廃棄物の再生利用が確実であるとして、環境大臣、知事又は市町村長が認めたものに限る。
(2) ノンフロン・低GWP※物質を使用した装置、フロン類の充填回収装置の設置又は購入 ※GWP 地球温暖化係数	ノンフロン・低GWP物質を使用した装置、フロン類の充填回収装置の設置又は購入であって、次に掲げるものを対象とする。 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に規定される物質をいう。 ① ノンフロン・低GWP物質を冷媒として使用する冷凍空調機器 ② フロン類を充填又は回収するための機器（フロン類を開放式の装置等に充填する目的で設置する場合を除く。）
(3) ディーゼル微粒子除去装置の装着	国の新車に対する最新の排出基準の「一段階前」の規制基準（長期規制以上）をクリアーし、かつ知事が認めるディーゼル微粒子除去装置を既存ディーゼル車（乗用車を除く。）に装着することをいう。
(4) 環境マネジメントシステムの認証取得	環境マネジメントシステムの認証（ISO、JIS等）取得に係る予備審査、本審査、コンサルティング等を受けるための経費を対象とする。 なお、本事業については、計画書提出時点において、未払分の経費も含むものとする。
(5) 工場、ビル等の緑化対策	工場、ビル等の敷地内の緑化、屋上・壁面の緑化、敷地内や屋上でのビオトープ創造等
(6) 知事が必要と認めるもの	環境保全事業として、その他知事が必要と認めるもの

Ⅱ 県 の 高 度 化

◆主な高度化資金

資 金 名 (※1)	利 用 条 件	資 格 要 件
		主 な 融 資 条 件
集 団 化 資 金	市街地に散在する工場・事業場・店舗等を立地環境のよい区域等に移転し、事業規模の拡大、生産工程の共同化・協業化を行うための資金を必要とするとき	① 組合員又は所属員である特定中小事業者(※2)、企業組合又は協業組合の数が10人以上(特別の場合は5人以上) ② すべての組合員又は所属員が、集団化計画に基づいて一つの団地又は主として一つの建物に集合して工場、店舗等を整備すること ③ 組合員又は所属員の2/3以上が団地又は建物に工場・店舗等の全部又は一部を移転すること ④ 組合等は、その組合員又は所属員の経営の合理化を図るために適切な共同事業を行うこと
施 設 集 約 化 資 金	製造業、小売業、サービス業、情報処理サービス業などの中小企業者が、組合又は合併・出資会社を設立して、共同で使用するひとつの施設(工場・店舗・事業場など)を設置・運営して経営の合理化を図るための資金を必要とするとき	① 組合又は合併・出資会社が主として一つの建物を整備し、当該建物において事業を行うこと ② 組合員又は合併・出資しようとする特定中小事業者の数が4人以上であること ③ 組合員又は合併・出資しようとする者の2/3以上が特定中小事業者であること ④ 組合等は、その組合員又は所属員の経営の合理化を図るために適切な共同事業を行うこと
共 同 施 設 資 金	事業協同組合等が行う共同生産、共同販売等のための共同施設を設置するための資金を必要とするとき	① 組合員又は所属員の経営の合理化を図るために適切な事業を行うこと ② 組合員又は所属員の数が4人以上であること(アーケード、カラー舗装等の商店街の環境整備に関する施設を整備する事業については、10人以上であること) ③ 組合員又は所属員の2/3以上が特定中小事業者等であること
設 備 リ ー ス 資 金	事業協同組合等が公害防止、省資源、省エネルギー、安全衛生、労働力不足対応などに寄与する設備を一括して購入し、組合員に賃貸借(リース)する事業を行うための資金を必要とするとき	① 組合員又は所属員の経営の合理化を図るために適切な事業を行うこと ② 組合員の数が4人以上であること ③ 組合員の2/3以上が特定中小企業者等であること ④ 組合又は連合会が設備を一括して取得し、組合員等と一定の内容の買取予約付賃貸借契約を締結すること

※1 上記のほか、集積区域整備資金など、さまざまな資金がありますので、制度内容等の詳細については、

※2 特定中小事業者は、資本の額若しくは出資の総額が、3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数ただし、小売業又はサービス業(ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。以下同じ)については100人以下の会社又は個人卸売業については、1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数

※3 利率等については貸付時において異なる場合があります。

※4 金融機関保証を付ける場合、融資利率は年利0.20%、限度額は貸付対象額の90%以内となります。

資 金 貸 付 金

融 資 対 象 者	貸付対象施設		貸 付 割 合	償 還 期 限	利 率 (※3)	事 業 主 体	申 込 先
	土 建 構 設	地 物 物 備					
事業協同組合、協同組合連合会、これらの組合員又は所属員である特定中小事業者、企業組合、協業組合	土 建 構 設	地 物 物 備	貸付対象額の80%以内 (小規模事業者は90%以内)	20年以内 (うち据置3年以内)	年 利 1.0%	直接貸付 (県) 経営支援課	市 町 村 の 商 工 担 当 課 (申込窓口) 栃木県中小企業団体中央会 (相談窓口)
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、協業組合、合併会社、出資会社、事業実施主体の計画に基づき事業を実施する組合員等	土 建 構 設	地 物 物 備	貸付対象額の80%以内	20年以内 (うち据置3年以内)	年 利 1.0%	直接貸付 (県) 経営支援課	市 町 村 の 商 工 担 当 課 (申込窓口) 栃木県中小企業団体中央会 (相談窓口)
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、企業組合、協業組合	土 建 構 設	地 物 物 備	貸付対象額の80%以内	20年以内 (うち据置3年以内)	年 利 1.0%	直接貸付 (県) 経営支援課	市 町 村 の 商 工 担 当 課 (申込窓口) 栃木県中小企業団体中央会 (相談窓口)
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会	設	備	貸付対象額の80%以内	20年以内 (うち据置3年以内)	年 利 1.0%	直接貸付 (県) 経営支援課	市 町 村 の 商 工 担 当 課 (申込窓口) 栃木県中小企業団体中央会 (相談窓口)

栃木県中小企業団体中央会又は県経営支援課までお問い合わせください。

が300人以下の会社若しくは個人

ては、5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が、小売業においては50人以下、サービス業に
が100人以下の会社又は個人

Ⅲ 市 町 村 の 制 度 融 資

	資金名	対象者	資金使途	融資限度額	融資期間 (据置)	融資利率	保証協会の 保証	
宇 都 宮 市	中小企業設備資金	中小企業者または中小企業団体	設備	企業: 年度間3,000万円 団体: 年度間1億円	15年以内 (1年以内)	5年 <1.8% 10年 <2.0% 15年 <2.3%	保証 付き	
	中小企業運転資金		運転	1回1,000万円	5年以内 (1年以内)	<1.8%		
	ゼロカーボン推進資金	カーボンニュートラルに資する設備資金(市内に設置するもの。土地購入資金は対象外)	設備	年度間3,000万円	15年以内 (2年以内)	5年 <1.3% 10年 <1.5% 15年 <1.8%		必要に 応じて
	季節経営安定資金	中小企業者	運転	1,000万円	夏季6/2～10/31 年末11/3～5/29	保証付き <1.3% 保証付きなし <1.7%>		
	新型コロナウイルス感染症 対策特別資金(借換型)	令和2年～5年度に新型コロナウイルス感染症 対策特別資金の融資が実行された中小企業者	運転	年度間3,000万円 (申込み時残債額が上 限)	10年以内 (3年以内)	<1.4%	保証 付き	
	原油価格・物価高騰 対策特別資金	原油価格・物価高騰等の影響により売上高等 が減少した中小企業者	運転	3,000万円	7年以内 (1年以内)	5年 <1.0% 7年 <1.1%		
	原油価格・物価高騰 対策特別資金(借換型)	令和4～6年度に原油価格・物価高騰対策特別 資金の融資が実行された中小企業者	運転	年度間3,000万円 (申込み時残債額が上 限)	10年以内 (3年以内)	<1.5%		
	緊急景気対策特別資金	景気低迷により売上高等が減少した中小企業 者	運転	年度間3,000万円	7年以内 (1年以内)	5年 <1.4% 7年 <1.5%		
	緊急災害対策特別資金	融資の申請前1年以内に自然災害により直接被 害を受けた中小企業者	運転 設備		10年以内 (1年以内)	7年 <1.4% 10年 <1.5%		
	経営安定化借換資金	中小企業者または中小企業団体	運転	3,000万円	10年以内 (1年以内)	5年 <1.9% 7年 <2.0% 10年 <2.2%		
	耐震・免震・制震対策資金 (耐震対策資金)	耐震診断、耐震補強工事(建替え又は改修)等 を行う者	運転 設備	年度間 設備3,000万円 運転300万円	運転 5年以内 (1年以内) 設備10年以内 (1年以内)	<1.5%		
	耐震・免震・制震対策資金 (免震・制震対策資金)	免震・制震計画、免震・制震対策工事(新築又 は建替え)等を行う者	運転 設備					
	耐震・免震・制震対策資金 (事業継続計画関連資金)	事業継続計画の策定、計画に基づき必要な耐 震関連工事等を行う者	運転 設備					
	大谷地区活性化資金	大谷地区の地域振興事業や地域活性化事業 等を行おうとする中小企業者または中小企業団 体で、市長がその事業について認定した者	運転 設備	企業: 運転 1,000万円 設備 5,000万円 (所要経費の80%以内) 団体: 運転1億円 設備1億円 (所要経費の80%以内)	運転 7年以内 (1年以内) 設備10年以内 (1年以内)	<1.5%		
	まちづくり貢献企業支援資金	宇都宮まちづくり貢献企業の認証を受けた中小 企業者	運転 設備	運転 1,000万円 設備 2,000万円	運転 7年以内 (1年以内) 設備10年以内 (1年以内)	<1.5%		
	小規模企業支援資金	小規模企業者	運転 設備	2,000万円 (既存の保証付債務残 高と合算)	運転 5年以内 (1年以内) 設備10年以内 (1年以内)	5年 (1.8%) 10年 (2.0%)		
	街づくり活性化創業資金 (一般創業資金)	新たに創業しようとする者、事業開始後1年未満 の者、事業転換・新分野進出等をする者	運転 設備	運転 1,000万円 設備1,000万円 (所要経費の80%以内) ※併用は2,000万円まで	運転5年以内 (1年以内) 設備7年以内 (1年以内)	5年 <1.8% 7年 <1.9%		
	街づくり活性化創業資金 (新事業創出資金)	借入金額の1/3以上の自己資金を有し市内に 新たに創業しようとする者、市内に事業所を有 し事業を継続しつつ新たな会社を設立しようと する者	運転 設備	1企業 運転1,000万円 設備1,000万円 (所要経費の80%以内) ※併用は2,000万円まで	運転5年以内 (1年以内) 設備7年以内 (1年以内)			
足 利 市 ①	一般資金運転資金	中小企業者	運転	1,500万円	7年以内 (6か月以内)	3年以内(1.8%) 5年以内(2.0%) 7年以内(2.2%)	保証 付き	
	一般資金設備資金	中小企業者	設備	2,000万円	10年以内 (6か月以内)	3年以内(1.8%) 7年以内(2.2%) 10年以内(2.5%)		
	地域経済活性化資金 (売上減少)	売上高が減少し経営不安が生じている中小企 業者	運転	1,000万円	7年以内 (1年以内)	3年以内(1.6%) 5年以内(1.8%) 7年以内(2.0%)		
	地域経済活性化資金 (粗利減少)	平均粗利益が減少し経営不安が生じている中 小企業者						
	地域経済活性化資金 (5号要件)	中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認 定を受けた中小企業者		2,000万円				
	独立開業資金	①市内で新たに開業する者、②特許権や法律 に基づく資格を生かして市内で新たに事業を開 始する者、③①または②の条件を満たし、市内 で新たに事業を開始して1年未満の者。 ○個人法人ともに女性が代表者である場合、金 利優遇対象	運転 設備	500万円	5年以内 (1年以内)	(1.6%) ☆女性が利用する場合は上記 独立開業資金貸付利率を0.2% 引下げ(1.4%)		
	事業転換資金 新分野進出資金	事業転換または新分野進出しようとする者、進 出してから1年未満の中小企業者	運転 設備	500万円 1,000万円	5年以内 (1年以内)	(1.6%)		
	新製品開発促進資金	①新技術・新製品の研究開発及び事業化を行 おうとする者 ②興業種グループで新製品等の研究開発等 を行おうとする者	運転	1,000万円	5年以内 (6か月以内)	3年以内(1.6%) 5年以内(1.8%)		
			設備	2,000万円	10年以内 (6か月以内)	5年以内(1.8%) 10年以内(2.0%)		
	小規模事業資金	小規模事業者	運転	400万円	5年以内 (6か月以内)	1年以内(1.4%) 3年以内(1.6%) 5年以内(1.8%)		
設備			500万円					

Ⅲ 市町村の制度融資

	資金名	対象者	資金使途	融資限度額	融資期間 (据置)	融資利率	保証協会の 保証
足利市②	経営安定化借換資金	経営の改善及び安定が期待できる、借換元の資金の借入残高が3分の2以内に減少しており、返済に遅滞がない者	借換	2,000万円 (借換元の借入残高、又は借換後の資金の毎月の返済額が、借換元の資金の毎月の返済額を超えない額が上限)	7年以内 (1年以内)	(2.3%)	保証 付き
	短期災害対策資金	足利市が災害救助法の適用を受けた災害、または中小企業信用保険法第2条第6項の認定を受けた大規模な経済危機、災害等の影響を受けた中小企業者であり、かつ別に市長が定める要件を満たす者	運転	200万円	1年以内 (6か月以内)	(1.2%)	
	長期災害対策資金	足利市が災害救助法の適用を受けた災害、または中小企業信用保険法第2条第6項の認定を受けた大規模な経済危機、災害等の影響を受けた中小企業者であり、かつ別に市長が定める要件を満たす者	運転 設備	1,000万円	10年以内 (2年以内)	5年以内(1.0%) 7年以内(1.2%) 10年以内(1.4%)	
	※事業承継計画を実行する中小企業者等への貸付利率は0.2%引き下げ(全資金対象) ※「えるぼし」認定企業・「くるみん」認定企業への貸付利率を0.2～0.4%引き下げ(全資金対象)						
栃木市	中小企業設備合理化資金	中小企業者又は組合等	設備	2,000万円	10年以内 (6ヶ月以内)	5年以内 <1.6%> 7年以内 <1.9%> 10年以内 <2.1%>	保証 付き
	中小企業経営安定資金	中小企業者	運転	2,000万円	7年以内 (6ヶ月以内)	3年以内 <1.4%> 5年以内 <1.6%> 7年以内 <1.8%>	
	小規模企業者資金	小規模企業者又は組合等	運転 設備	1,250万円 (既存の保証付債務残高との合計が2,000万円以下)	5年以内 (6ヶ月以内)	3年以内 (1.4%) 5年以内 (1.6%)	
	中小企業緊急 景気対策特別資金	中小企業者で、次のいずれかに該当する者 ①融資申込み前3か月間又は6月間の売上高が前々年又は前年同期の売上高の5%以上減少している者 ②取引金融機関の破綻、合併等により、金融取引に支障を来している者	運転	2,000万円 (売上減少で1,000万円、取引金融機関の破綻等で1,000万円が限度)	5年以内 (6ヶ月以内)	1年以内 (1.0%) 3年以内 (1.1%) 5年以内 (1.3%)	
	中小企業創業資金	市内で新たに事業を起こす者又は中小企業者で、次のいずれかに該当する者 ①同一業種の企業に5年以上勤務し、その技術及び経験を活かして創業しようとする者 ②法律に基づく資格を活かして創業しようとする者 ③市内で創業後1年未満で25歳以上の者 ④事業転換又は新分野に進出を図る者 ⑤融資金額の3分の1以上の自己資金を有し創業しようとする者	運転 設備	500万円	5年以内 (6ヶ月以内)	(1.6%) ※利用者(法人の場合は、その代表者)が女性、又は若者(融資実行日時点の年齢が40歳未満)である場合は、0.2%引下げ	
佐野市	中小企業経営安定資金	中小企業者	運転	2,500万円	7年以内 (6月以内)	3年以内(1.4%) 5年以内(1.6%) 7年以内(1.9%)	保証 付き
	中小企業短期資金	中小企業者	運転	500万円	1年以内	1年以内(1.3%)	
	中小企業設備資金	中小企業者	設備	2,000万円	10年以内 (6月以内)	5年以内(1.6%) 7年以内(1.9%) 10年以内(2.4%)	
	中小企業創業資金	創業しようとする者又は同一事業を全面的に業種転換し、新たに創業する中小企業者	運転 設備	500万円	5年以内 (6月以内)	3年以内(1.3%) 5年以内(1.5%) ※特定創業支援事業による支援を受け証明書の交付を受けた場合は0.1%引き下げ	
	小規模企業者資金	小規模企業者	運転 設備	2,000万円 (既存の保証付債務残高と合算)	7年以内 (6月以内)	3年以内(1.4%) 5年以内(1.6%) 7年以内(1.9%)	
	産業振興支援資金 (新事業開拓支援枠)	①国・栃木県等から新事業の開拓に該当する旨の認定を受けた事業を行う中小企業者 ②市に申請書を提出し、認定を受けた中小企業者	運転 設備	2,000万円 (産業振興支援資金全ての融資額合計まで)	運転7年(1年以内) 設備10年(1年以内)	運転 3年以内(1.1%) 5年以内(1.3%) 7年以内(1.6%)	
	産業振興支援資金 (BCP策定企業支援枠)	BCP(業務継続計画)を策定している中小企業者				設備 5年以内(1.3%) 7年以内(1.6%) 10年以内(2.1%)	
	産業振興支援資金 (カーボンニュートラル推進支援枠)	①カーボンニュートラルに向けた事業に取り組む中小企業者 ②SBT認証、ISO14001の取得を目的としている中小企業者				運転 3年以内(1.1%) 5年以内(1.3%) 7年以内(1.5%) 設備 5年以内(1.3%) 7年以内(1.5%) 10年以内(2.0%)	
	特定中小企業振興資金	商業を営む者で、商工中金の融資対象となる中小企業団体及びその構成員	運転 設備	1企業最高 2,000万円 1団体最高 10,000万円	5年以内	1年以内(1.3%) 5年以内(1.6%)	

Ⅲ 市 町 村 の 制 度 融 資

	資金名	対象者	資金使途	融資限度額	融資期間 (据置)	融資利率	保証協会の 保証
鹿沼市	設備資金	中小企業者	設備	個人・法人:2,000万円 組合:5,000万円	10年以内 (6ヶ月以内)	3年以内<1.75%> 5年以上<1.95%> 7年以上<2.05%> 10年以上<2.15%>	保証 付き
	経営安定化資金	中小企業者	運転	個人・法人:2,000万円 組合:3,000万円	7年以内 (6ヶ月以内)	3年以内<1.65%> 5年以内<1.85%> 7年以内<2.05%>	
	創業資金	市内で創業する者、業歴1年未満の中小企業者、業種転換並びに新分野進出をする中小企業者	運転 設備	個人・法人:500万円 組合:2,000万円 (1,000万円)	5年以内 (6ヶ月以内)	3年以内(1.75%) 5年以内(1.85%)	
	小口元気アップ資金	小規模企業者	運転 設備	2,000万円 (既存の保証付債務残高と合算)	7年以内 (6ヶ月以内)	(1.75%)	
	緊急経営対策特別資金	売上高、売上総利益率または平均営業利益率が減少している者等、中小企業信用保険法第2条第5項第4号又は第5号の規定に基づく特定中小企業者に該当する者、風水害等の影響を受けて鹿沼市の被災又はり災の証明を受けた者	運転 設備(被災・り災のみ)	2,000万円 (SN保・3,000万円)	7年以内 (2年以内) 8年以内 (2年以内) ※被災・り災のみ	3年以内 1.55% 5年以内 1.65% 8年以内 1.75%	
	経営向上借換資金	中小企業者	運転 借換	3,000万円 (新規借入分は1/3以内)	10年以内 (1年以内)	借換元のうち最も高い利率 +0.1%	
日光市	運転資金	中小企業者	運転	2,000万円	7年 (6ヶ月)	3年以内(1.4%)<1.5%> 5年以内(1.6%)<1.7%> 7年以内(1.9%)<2.0%>	保証 付き (事業者 選択型 非提供 制度を 利用し て上乗 せされ た保証 料を除 き全額 保証)
	設備資金	中小企業者	設備	2,000万円	10年 (6ヶ月)	3年以内(1.4%)<1.5%> 5年以内(1.6%)<1.7%> 7年以内(1.9%)<2.0%> 10年以内(2.1%)<2.2%>	
	大型店対策資金	大型店の進出により事業に影響があると認められた小規模事業者	運転 設備	500万円	運転5年(6ヶ月) 設備7年(6ヶ月)	3年以内(1.4%)<1.5%> 5年以内(1.6%)<1.7%> 7年以内(1.9%)<2.0%>	
	事業転換資金	事業転換しようとするもの、新分野に進出しようとする中小企業者	運転 設備	1,000万円	運転5年(6ヶ月) 設備7年(6ヶ月)		
	商店街近代化資金	中小企業団体の組織に関する法律に基づく法人	設備	3,000万円	15年 (6ヶ月)	3年以内(1.4%)<1.5%> 5年以内(1.6%)<1.7%> 7年以内(1.9%)<2.0%> 15年以内(2.5%)<2.6%>	
	創業資金	事業の税務申告を2期終えていないもので、新規創業等しようとする中小企業者 初回申込時に次のいずれかに該当する者 ①自己資金が、融資を受けようとする資金の額の3分の1以上を有していること ②創業しようとする事業と同じ業種に5年以上勤務し、その経験・技術等を生かして創業しようとする者(退職後、1年未満の者を含む) ③市認定特定創業支援事業の証明を受けた者(ただし、融資申込時において、証明書が有効期限内の場合に限る)	運転 設備	2,000万円	運転5年(6ヶ月) 設備7年(6ヶ月)	3年以内(1.4%)<1.5%> 5年以内(1.6%)<1.7%> 7年以内(1.9%)<2.0%> ※申込人(法人の場合は、その代表者)が女性、又は若者(40歳未満)である場合は、0.2%引下げ ※市認定特定創業支援事業証明を受けた者は0.1%引下げ ※それぞれの利率優遇は併用不可	
	小規模企業者資金	小規模企業者	運転 設備	2,000万円 (既存の保証付債務残高と合算)	運転5年(1年) 設備7年(1年)	3年以内(1.3%)<1.4%> 5年以内(1.4%)<1.5%> 7年以内(1.8%)<1.9%>	
災害対策資金	日光市が災害救助法の適用を受けた災害又はそれと同程度と市長が特に認めた災害の被害又はこれらの災害その他突発的に生じた事由に起因して取引の数量の減少等の影響を受けた中小企業者	運転 設備	災害又は事由ごとに 運転1,000万円 設備2,000万円	運転7年(1年) 設備10年(1年)	5年以内1.4% 7年以内1.7% 10年以内2.0%		
小山市	営業資金	中小企業者 ※設備資金の場合は、中小企業団体及び商店街振興組合を含む	運転 借換	3,000万円	10年以内 (1年以内)	3年以内(1.5%) 5年以内(1.7%) 7年以内(2.0%) 10年以内(2.2%)	保証 付き
	設備資金		設備	2,000万円			
	創業資金	市内に新たに事業を開始して1年未満の中小企業者または同一業種への5年以上の勤務経験もしくは法律に基づく資格を生かして市内に創業する方	運転 設備	創業前後各1回 1回500万円	5年以内 (6ヶ月以内)	3年以内(1.4%) 5年以内(1.6%)	必要 に 応 じ て
	近代化施設資金	中小企業者、中小企業団体または商店街振興組合 (事前に商業観光課での融資資格認定が必要)	建物の新築、増改築	5,000万円	15年以内 (2年以内)	(1.6%) 変動金利	
	工業振興資金	中小企業者または市長が特に認める方 (事前に工業振興課での融資資格認定が必要)	工場の新設 増改築資金	総事業費の95%又は1億5,000万円のいずれか少ない額	15年以内 (2年以内)	(0.9%) 変動金利	
真岡市①	運転資金	中小企業者	運転 借換	1,000万円	7年以内	3年以内(1.3%) 5年以内(1.5%) 7年以内(1.7%)	保証 付き
	設備資金	中小企業者	設備	2,000万円	10年以内 (6ヶ月)	3年以内(1.3%) 5年以内(1.5%) 7年以内(1.7%) 10年以内(1.9%)	
	緊急経営対策資金	景気低迷や自然災害等により売上高等が減少した中小企業者	運転 設備	運転1,000万円 設備2,000万円	10年以内 (1年以内)	5年以内(0.8%)<1.0%> 10年以内(1.0%)<1.2%>	

Ⅲ 市 町 村 の 制 度 融 資

	資金名	対象者	資金使途	融資限度額	融資期間 (据置)	融資利率	保証 協会の 保証
真岡市②	関連倒産防止資金	小規模企業者及びこれに準じるもので、特に市長が認めるもの	運転	500万円(債権回収が困難な額について)	5年以内 (6ヶ月)	(1.2%)	保証 付き
	商工業者育成資金	中小企業診断士の指導を受けているもの	運転 設備	500万円	5年以内		
	特別小口資金	市融資振興会等が基盤の強化を必要と認めた小規模企業者	運転 設備	300万円 (設備資金については所要額の80%以内)	3年以内 (6ヶ月)	(1.3%)	
	創業資金	市内に2年以上居住している方若しくは出身者で、市内に事業所を開設する小規模企業者	運転 設備	500万円	5年以内 (6ヶ月)	(1.5%)	
	商工タウン特別資金	中小企業者	設備	5,000万円 (所要額の80%以内)	15年以内 (1年以内。ただし、融資期間が10年を超える場合は3年以内)	長プラ-0.2(5年以内) 長プラ-0.1(7年以内) 長プラ 同率(10年以内) 長プラ+0.1(15年以内)	
	季節資金	中小企業者	運転	500万円 (夏季、年末各々で)	<6月から8月申込分> 翌年3月末日まで <11月から12月申込分> 翌年9月末日まで	1.2%	
大田原市	小口資金	中小企業者	運転 借換	1年度1,000万円	7年以内 (6ヶ月以内)	3年以内(1.5%) 5年以内(1.8%) 7年以内(2.1%)	保証 付き
	設備資金		設備	1年度2,000万円	10年以内 (6ヶ月以内)	5年以内(1.8%) 7年以内(2.1%) 10年以内(2.4%)	
	特別小口零細企業資金	小規模企業者で、栃木県信用保証協会の保証残高が2,000万円以下である者	運転 設備	2,000万円 (既存の保証付債務残高と合算)	5年以内 (6ヶ月以内)	3年以内(1.5%) 5年以内(1.7%)	
	創業支援資金	市内に創業しようとしているもの、または市内に創業後1年未満の中小企業者		500万円	5年以内 (6ヶ月以内)	5年以内(1.6%)	
矢板市	中小企業振興資金 (一般資金)	中小企業者	運転 設備	1,000万円	7年以内 (1年以内)	3年以内(1.5%) 5年以内(1.7%) 7年以内(1.9%)	保証 付き
	中小企業振興資金 (緊急経営強化支援資金)	中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定を受けた者	運転	1,000万円	7年以内 (1年以内)	3年以内(1.5%) 5年以内(1.7%) 7年以内(1.9%)	
	中小企業振興資金 (創業資金)	市内に創業しようとしているもの、または市内に創業後1年未満の中小企業者	運転 設備	500万円	運転5年以内 設備7年以内 (6ヶ月以内)	3年以内(1.5%) 5年以内(1.7%) 7年以内(1.9%) ※市が指定する特定創業支援事業修了者は0.1%引き下げ ※矢板市商工会開催の経営塾修了者は0.2%引き下げ(利子補給制度有り)	
	中小企業振興資金 (短期資金)	中小企業者	運転 設備	500万円	1年以内	1.3%	
那須塩原市	運転資金	中小企業者	運転	1,000万円以内	10年 (6ヶ月)	3年以内(1.5%)<1.6%> 5年以内(1.7%)<1.8%> 7年以内(1.9%)<2.0%> 10年以内(2.1%)<2.2%>	保証 付き
	設備資金	中小企業者	設備	2,000万円以内	10年 (6ヶ月)	3年以内(1.5%)<1.6%> 5年以内(1.7%)<1.8%> 7年以内(1.9%)<2.0%> 10年以内(2.1%)<2.2%>	
	小規模企業支援資金	小規模企業者	運転 設備	2,000万円から既存の栃木県信用保証協会の保証付融資残高を差し引いた額	5年 (6ヶ月)	3年以内(1.4%) 5年以内(1.6%)	
	創業支援資金	市内に創業しようとする者、又は市内に事業所を有し、創業後1年未満の者	運転 設備	500万円以内	5年 (6ヶ月)	3年以内(1.3%)<1.4%> 5年以内(1.5%)<1.6%> ※那須塩原市から認定特定創業支援証明を受けた者は0.1%引き下げ ※Uターン創業者は0.1%引き下げ ※都市機能誘導区域内での創業は0.1%引き下げ	
	事業承継支援資金	中小企業者(事業承継を5年以内に行う見込で、支援機関等の支援により策定した事業計画に基づき事業承継に取り組む者、事業承継を行ってから5年以内で、支援機関等の支援により策定した事業計画に基づき経営の安定化及び事業の活性化等に取り組む者又は、経営承継円滑化法の認定を受けた者)	運転 設備	2,000万円以内	10年 (6ヶ月)	3年以内(1.3%)<1.4%> 5年以内(1.5%)<1.6%> 7年以内(1.7%)<1.8%> 10年以内(1.9%)<2.0%>	
	季節資金	中小企業者	運転	1,000万円以内	夏季8/1～10/31 年末11/1～5/31	(1.3%)<1.4%>	
	り災特別資金	融資の申請前1年以内に自然災害の影響を受けた中小企業者等	運転 設備	1,000万円以内	10年 (2年)	3年以内(1.3%)<1.4%> 5年以内(1.4%)<1.5%> 7年以内(1.5%)<1.6%> 10年以内(1.8%)<1.9%>	

Ⅲ 市 町 村 の 制 度 融 資

	資金名	対象者	資金使途	融資限度額	融資期間 (据置)	融資利率	保証 協会の 保証
さくら市	中小企業振興資金	中小企業者 市内で1年以上同一業種を営む者 市税を完納している者	運転 設備	2,000万円	10年以内	1年以内 1.5% 3年以内 1.7% 5年以内 1.9% 7年以内 2.1% 10年以内 2.4%	保証 付き
	経営支援資金	1年以上市内で同一業種を営んでいて、セーフティネット5号の認定を受けた個人または法人等	運転 設備	1,000万円	10年以内	1年以内 1.5% 3年以内 1.7% 5年以内 1.9% 7年以内 2.1% 10年以内 2.4%	
	創業資金	(1)市の指定する特定創業支援事業を修了した者で、市内で創業する者又は創業して1年未満の者(特定創業支援事業の修了後、3年未満の者に限る。) (2)同一企業で5年以上継続して勤務し、かつ、当該企業を退社後1年未満の者で、その勤務していた業種又は関連業種において市内で創業する者又は創業して1年未満の者 (3)一般資金の対象者に該当する者で、営んでいる事業を転換する者若しくは転換して1年未満の者又は営んでいる事業とは別の事業を市内で創業する者若しくは創業して1年未満の者 *創業2ヶ月前から申請可能。ただし、(1)は創業6ヶ月前から申請可能。	運転 設備	500万円	7年以内	3年以内 1.7% 5年以内 1.9% 7年以内 2.1%	
	経営力強化資金	・中小企業信用保険法第2条に規定する中小企業者 ・市内で1年以上継続して同一事業を営んでいる方 ・市税を完納している方 ・セーフティネット5号について市長の認定を受けた方 ・金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受け、事業計画の策定・実行ができる方	借換	2,000万円	10年以内 (据置1年)	5年以内 1.2% 10年以内 1.4%	
那須烏山市	中小企業振興資金 (運転資金)	次のいずれにも該当する中小企業者又は協同組合等 (1) 市内に事業所を有し、引き続き1年以上現在の事業を営んでいる者 (2) 法人は商業登記を、個人は市内に住民登録をしている者 (3) 市税及び水道料金等を滞納していない者	運転	2,000万円	7年以内 (なし)	1年以内 1.3% 3年以内 1.5% 5年以内 1.7% 7年以内 1.9%	保証 付き
	中小企業振興資金 (設備資金)		設備	2,000万円	10年以内 (1年以内)	5年以内 1.7% 7年以内 1.9% 10年以内 2.1%	
	中小企業振興資金 (創業資金)	(1)市内で創業して1年未満かつ、運転資金の要件(2)及び(3)を満たす者 (2)運転資金の要件を満たす法人で、事業を継続しながら新分野を営もうとする法人を設立し、事業を開始する者 (3)運転資金の要件を満たす個人で、事業を継続しながら新分野の事業を開始する者 (4)運転資金の要件(3)を満たし、新たに市内で創業しようとする者	運転 設備	500万円	7年以内 (1年以内)	3年以内 1.5% 5年以内 1.7% 7年以内 1.9% ※特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受けた者は、さらに0.1%引下げ	
	中小企業振興資金 (事業承継資金)	運転資金の要件(2)及び(3)を満たし、次のいずれかに該当する中小企業者又は協同組合等 (1)事業承継を5年以内に行う見込みを有し、支援機関等の支援により事業承継計画を策定する者 (2)事業承継を5年以内に行う見込みを有し、支援機関等の支援により策定した事業承継計画の実行に取り組む者 (3)事業承継を行ってから3年を経過していない者で、支援機関等の支援により策定した事業計画に基づき経営の安定化及び事業の活性化等に取り組む者 (4)中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定を受けた者	運転 設備	2,000万円	10年以内 (1年以内)	3年以内 1.3% 5年以内 1.5% 7年以内 1.7% 10年以内 1.9%	
	中小企業振興資金 (災害対策資金)	運転資金の要件を満たし、融資の申込みの日の1年前から当該申込みの日までの間に、自然災害により市内に有する事業所が被災し、被災証明書又は被災証明書の交付を受けた中小企業者又は協同組合等	運転 設備	2,000万円	10年以内 (1年以内)	3年以内 1.2% 5年以内 1.4% 7年以内 1.6% 10年以内 1.8%	

Ⅲ 市 町 村 の 制 度 融 資

	資金名	対象者	資金使途	融資限度額	融資期間 (据置)	融資利率	保証 協会の 保証
下 野 市	運転資金	1年以上市内で事業を営んでいる市内の中小企業者	運転	1,000万円	10年以内 (6ヶ月以内)	1年以内 1.2% 3年以内 1.4% 5年以内 1.6% 7年以内 1.8% 10年以内 2.1%	保証 付き
	設備資金	1年以上事業を営んでいる市内の中小企業者	設備	2,000万円	10年以内 (6ヶ月以内)	3年以内 1.4% 5年以内 1.6% 7年以内 1.8% 10年以内 2.1%	
	円滑化資金	1年以上事業を営んでいる市内の中小企業者	①運転、設備の追加 融資 ②借換資金	1,000万円	10年以内 (6ヶ月以内)	3年以内 1.4% 5年以内 1.6% 7年以内 1.8% 10年以内 2.1%	
	創業資金	①～④のいずれかに該当する市内の中小企業者 ①創業予定の事業と関連している業種の企業に5年以上勤務していた者 ②法律に定める資格を有し、営もうとする事業がその資格に関連している者 ③新たに事業を開始してから1年未満の者 ④下野市から認定特定創業支援等証明書(有効期限内)を受けた者	運転 設備	1,000万円 (運転資金は500万円)	7年以内 (6ヶ月以内)	3年以内 1.4% 5年以内 1.6% 7年以内 1.8% ※下野市から認定特定創業支援等証明書(有効期限内)を受けた者は、さらに0.1%引き下げ	
	女性起業家創業資金	創業資金の条件を満たしている女性(法人の場合は代表者が女性)	運転 設備	1,000万円 (運転資金は500万円)	7年以内 (6ヶ月以内)	3年以内 1.2% 5年以内 1.4% 7年以内 1.6% ※下野市から認定特定創業支援等証明書(有効期限内)を受けた者は、さらに0.1%引き下げ	
	事業承継支援資金	①～③のいずれかに該当する市内の中小企業者 ①5年以内に事業承継を予定している中小企業者 ②事業承継後1年未満の中小企業者 ③M&Aを実行するもしくは実行した中小企業者	運転 設備	経営承継3,000万円 M&A5,000万円 (運転資金は1,000万円)	経営承継15年以内 M&A20年以内 (運転資金は10年) (1年以内)	3年以内 1.2% 5年以内 1.4% 7年以内 1.6% 10年以内 1.9% 15年以内 2.4% 20年以内 2.9%	
	災害対策資金	過去1年以内に激甚災害法又は災害救助法の適用を受けた災害により直接被害を受けた中小企業者	運転 設備	2,000万円	10年以内 (1年以内)	3年以内 1.2% 5年以内 1.4% 7年以内 1.6% 10年以内 1.9%	
上 三 川 町	設備近代化資金	中小企業者	設備	2,000万円	10年以内 (1年以内)	5年以内(1.6%) 7年以内(1.8%) 10年以内(2.0%)	保証 付き
	経営改善資金	中小企業者	運転	1,000万円	5年以内 (1年以内)	3年以内(1.4%) 5年以内(1.6%)	
	創業支援資金	町内で新たに事業を開始して1年未満の中小企業者又は同一業種への5年以上の勤務経験若しくは法律に基づく資格を生かして町内に創業する方	運転 設備	500万円	5年以内 (1年以内)	3年以内(1.4%) 5年以内(1.6%)	
益 子 町	中小企業振興資金	町内に事業所を有し、引き続き1年以上現在の事業を営み、町税を完納している中小企業者	運転 設備	運転・設備 合わせて1,500万円	運転7年以内(6ヶ月) 設備10年以内(1年)	運転 3年以内 1.3% 5年以内 1.5% 7年以内 1.7% 設備 3年以内 1.3% 5年以内 1.5% 7年以内 1.7% 10年以内 1.9%	保証 付き
	中小企業振興資金 (起業枠)	①町の指定する特定認定創業支援事業を修了した者で、町内に新たに事業を始める者又は事業開始後税務申告を3期終えていない者 ②チャレンジショップ利用者	運転 設備	運転・設備 合わせて500万円	運転5年以内(1年) 設備5年以内(1年)	運転 3年以内 1.3% 5年以内 1.5% 設備 3年以内 1.3% 5年以内 1.5% ※対象者がUターン起業者の場合は0.1%引き下げ	
茂 木 町	中小企業運転資金	中小企業信用保険法第2条で定める中小企業者	運転	1,500万円	5年以内	3年以内 (1.1%)<1.3%> 5年以内 (1.2%)<1.4%>	保証 付き
	中小企業設備資金	中小企業信用保険法第2条で定める中小企業者	設備	5,000万円	10年以内 (6か月)	7年以内(1.2%)<1.4%> 10年以内(1.3%)<1.5%>	
	創業支援資金	町内に創業しようとする者、又は創業後1年未満の者	運転 設備	500万円	5年以内 (6か月)	5年以内1.6%	
市 貝 町	中小企業運転資金	中小企業者	運転	運転・設備 合わせて1,000万円	3年以内(なし) 5年以内(なし)	3年以内(1.5%) 5年以内(1.6%)	保証 付き
	中小企業設備資金		設備		7年以内(6ヶ月以内)	7年以内(1.6%)	
	創業支援資金	町内に住所を有し、創業しようとするもの及び創業後1年未満のもの	運転 設備	500万円	5年以内 (1年以内)	5年以内(1.0%)	
芳 賀 町	中小企業振興資金	小規模事業者	運転	1,000万円(設備資金と併せて1,500万円)	5年以内	5年以内 1.5% 7年以内 1.6%	保証 付き
			設備	1,000万円(運転資金と併せて1,500万円)	7年以内 (6か月以内)		

Ⅲ 市 町 村 の 制 度 融 資

	資金名	対象者	資金使途	融資限度額	融資期間 (据置)	融資利率	保証 協会の 保証
壬生町	設備等合理化資金	中小企業者	設備	2,000万円	10年以内 (6か月以内)	5年以内1.8% 10年以内2.2%	保証 付き
	経営改善資金		運転 借換	1,000万円	7年以内 (6か月以内)	3年以内1.7% 5年以内1.8% 7年以内2.0%	
	景気対応資金 (売上減少)	売上額等が減少している者	運転 借換	1,000万円	5年以内 (6か月以内)	3年以内1.4% 5年以内1.5%	
	景気対応資金 (災害関連)	町内に事業所を有し、融資の申請前1年以内に 生じた自然災害により直接被害を受け、町から 被災証明書又は罹災証明書の交付を受けた者	設備 運転	1,000万円	7年以内 (6ヶ月以内)	3年以内1.2% 5年以内1.3% 7年以内1.4%	
	創業資金	①勤務経験、資格を生かして創業しようとする 者 ②事業を開始してから1年未満の者 ③現在の事業を転換し、又はその事業のほか に新たに別の事業を開始しようとする者	設備 運転	500万円	5年以内 (6か月以内)	5年以内(1.8%)	
	小規模企業者資金	小規模事業者	設備 運転	1,000万円 (既存の保証付債務残 高との合計が2,000万円 以下)	5年以内 (6ヶ月以内)	3年以内(1.6%) 5年以内(1.7%)	
	事業承継支援資金	①中小企業における経営の承継の円滑化法の 規定による認定を受けた者 ②代表者が2年以内に交代しようとする中小企 業者又は代表者が交代してから2年未満の中 小企業者 ③個人から2年以内に事業費引継ぎを受けよう とする中小企業者又は事業を引き継いで2年未 満の者 ④合併、営業譲渡、株式取得又は会社分割に より事業資産及び経営権を2年以内に承継する 中小企業者又は承継後2年未満の中小企業者	設備 運転	2,000万円	10年以内 (6ヶ月以内)	5年以内(1.8%) 7年以内(2.0%) 10年以内(2.2%)	
野木町	中小企業運転資金	町内に事業所を有し、1年以上の事業を営み、 町税を完納し、かつ経営が健全で返済能力が 確実と認められる中小企業者	運転	500万円	7年以内 (6ヶ月以内)	3年以内(1.6%) 5年以内(1.8%) 7年以内(2.0%) 10年以内(2.2%)※設備資金の み	保証 付き
	中小企業設備資金		設備	1,000万円	10年以内 (6ヶ月以内)		
	中小企業創業支援資金	①同一業種の企業に5年以上勤務している従 業員でその技術、経験を活かして創業しよう とする者 ②法律に基づく資格を有し、その資格を活か して創業しようとする者 ③事業を開始してから1年未満の者	設備 運転	500万円	運転 7年以内 設備 10年以内 (6ヶ月以内)	3年以内(1.5%) 5年以内(1.7%) 7年以内(1.9%) 10年以内(2.1%)	
塩谷町	中小企業融資振興資金 (運転)	中小企業者	運転	500万円	5年以内 (なし)	1年以内(1.5%) 3年以内(1.6%) 5年以内(1.7%)	保証 付き
	中小企業融資振興資金 (設備)	中小企業者	設備	700万円	7年以内 (なし)	1年以内(1.5%) 3年以内(1.6%) 5年以内(1.7%) 7年以内(1.9%)	
	中小企業融資振興資金 (別枠)	中小企業者	運転 借換	1,000万円	10年以内 (1年)	1年以内(1.5%) 3年以内(1.6%) 5年以内(1.7%) 7年以内(1.9%) 10年以内(2.2%)	
高根沢町	中小企業運転資金	資本金2,000万円以下、又は常時使用する従業 員が20人以下の法人・個人	運転	2,000万円	7年以内 (1年以内)	3年以内(1.7%) 5年以内(1.9%) 7年以内(2.2%)	保証 付き
	中小企業設備資金	資本金2,000万円以下、又は常時使用する従業 員が20人以下の法人・個人	設備	3,000万円	10年以内 (1年以内)	3年以内(1.7%) 5年以内(1.9%) 7年以内(2.2%) 10年以内(2.5%)	
那須町	運転資金	中小企業者	運転	1,500万円	5年以内 (1年以内)	3年以内(1.6%) 5年以内(2.0%)	保証 付き
	設備資金		設備	1,800万円	10年以内 (1年以内)	5年以内(2.0%) 7年以内(2.2%) 10年以内(2.4%)	
	緊急景気対策特別資金		運転	1,000万円	6年以内 (1年以内)	6年以内(1.1%)	
	創業支援資金	町内に創業する者、または町内に事業所を有 し、創業後1年未満の者	運転 設備	500万円	運転5年以内(6ヶ月以内) 設備7年以内(6ヶ月以内)	3年以内(1.4%) 5年以内(1.6%) 7年以内(1.8%)	
那珂川町	中小企業振興資金	町内中小企業者(中小企業基本法第2条に規 定される法人・個人)	運転 借換	1,000万円	7年以内 (1年以内)	3年以内(1.3%)<1.5% 5年以内(1.5%)<1.7% 7年以内(1.7%)<1.9%	保証 付き
			設備	1,000万円	7年以内 (1年以内)	5年以内(1.5%)<1.7% 7年以内(1.7%)<1.9%	
		町内で創業しようとする者。町内で創業して3年 未満の者のうち、条件に該当する者	創業支援	500万円	7年以内 (6ヶ月)	3年以内 1.4% 5年以内 1.6% 7年以内 1.8%	

※ 融資利率の()内は保証協会保証つき(責任共有制度対象外)、<>内は保証つき(責任共有制度対象)

※ 対象となる方は、上記要件の他、住所要件(「市で〇年以上事業を継続」など)、納税要件(「市税の滞納がないこと」など)等が付されております。
また、融資制度、利率等は変更されることがあります。

※ 詳細な制度内容(要件等)、融資時点における利率等については、各市町担当課へお問い合わせください。

◎ 各市町のお問い合わせ先

	市町村名	部署名		住所	電話番号
1	宇都宮市	商工振興課	商工振興G	宇都宮市旭1-1-5	028-632-2434
2	足利市	商業にぎわい課	商業・労働福祉担当	足利市本城3-2145	0284-20-2159
3	栃木市	商工振興課	中小企業支援係	栃木市万町9-25	0282-21-2372
4	佐野市	産業政策課	産業政策係	佐野市高砂町1	0283-20-3040
5	鹿沼市	産業振興課	商工振興係	鹿沼市今宮町1688-1	0289-63-2182
6	日光市	商工課	商業係	日光市今市本町1	0288-21-5136
7	小山市	商業観光課	商業振興係	小山市中央町1-1-1	0285-22-9275
8	真岡市	商工観光課	商工業係	真岡市荒町5191	0285-83-8134
9	大田原市	商工観光課	商工振興係	大田原市本町1-4-1	0287-23-8709
10	矢板市	商工観光課	商工担当	矢板市本町5-4	0287-43-6211
11	那須塩原市	商工振興課	商業係	那須塩原市共墾社108-2	0287-62-7154
12	さくら市	商工観光課	商工振興係	さくら市喜連川4420-1	028-686-6627
13	那須烏山市	商工観光課	商工振興グループ	那須烏山市中央1-1-1(烏山庁舎)	0287-83-1115
14	下野市	商工観光課	商工業グループ	下野市笹原26	0285-32-8907
15	上三川町	商工課	商工振興係	上三川町しらさぎ1-1	0285-56-9150
16	益子町	観光商工課	商工係	益子町大字益子2030	0285-72-8845
17	茂木町	商工観光課	商工観光係	茂木町大字茂木155	0285-63-5625
18	市貝町	産業振興課	商工観光係	市貝町大字市塙1280	0285-68-1118
19	芳賀町	商工観光課	商工係	芳賀町大字祖母井1020	028-677-6018
20	壬生町	商工観光課	商工振興係	壬生町大字壬生甲3841-1	0282-81-1845
21	野木町	産業振興課	商工観光係	野木町大字丸林571	0280-57-4153
22	塩谷町	産業振興課	商工観光担当	塩谷町大字玉生955-3	0287-45-2211
23	高根沢町	産業課	商工観光係	高根沢町大字石末2053	028-675-8104
24	那須町	観光商工課	商工係	那須町大字寺子丙3-13	0287-72-6918
25	那珂川町	産業振興課	商工観光係	那珂川町馬頭555	0287-92-1116

Ⅳ 栃 木 県 信 用 保 証

制 度 名	制 度 利 用 対 象 者	保 証 限 度 額
一 般 保 証	県内に事業所を有し、事業を行っている方 (個人で県内に住居がある方を含む。)	2億8,000万円
創 業 関 連 保 証	創業・分社化を目指す方又は創業後間もない方のうち、次の①～⑦いずれかの要件を満たす方 ①事業を営んでいない個人で、1か月(※)以内に事業を開始する具体的な計画がある ②事業を営んでいない個人で、2か月(※)以内に新たに会社を設立し、事業を開始する具体的な計画がある ③中小企業にあたる会社で事業を継続しつつ、新たな中小企業にあたる会社を設立し、かつ新たな会社に事業を開始する具体的な計画がある ④事業を営んでいない個人が開始した事業で、開始した日から5年を経過していない ⑤事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立した日から5年を経過していない ⑥中小企業にあたる会社で事業を継続しつつ、新たに設立した会社が、設立した日から5年を経過していない ⑦事業を営んでいない個人が事業を開始し、その後法人成りにより設立した会社で、個人が事業を開始した日から5年を経過していない ※市町村が実施する「認定特定創業支援等事業」の支援を受けた創業者については6か月(「創業関連保証」にのみ適用されます。)	3,500万円
スタートアップ創出 促 進 保 証	創業・分社化を目指す方又は創業後間もない方のうち、次の①～⑤いずれかの要件を満たす方 ①事業を営んでいない個人で、2か月(※)以内に新たに会社を設立し、事業を開始する具体的な計画がある ②中小企業にあたる会社で事業を継続しつつ、新たな中小企業にあたる会社を設立し、かつ新たな会社に事業を開始する具体的な計画がある ③事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立した日から5年を経過していない ④中小企業にあたる会社で事業を継続しつつ、新たに設立した会社が、設立した日から5年を経過していない ⑤事業を営んでいない個人が事業を開始し、その後法人成りにより設立した会社で、個人が事業を開始した日から5年を経過していない ※市町村が実施する「認定特定創業支援等事業」の支援を受けた創業者については6か月(「創業関連保証」にのみ適用されます。)	3,500万円
経営力向上関連保証	主務大臣により認定を受けた「経営力向上計画」にしたがって事業を実施する方	2億8,000万円
特 例 経 営 力 向 上 関 連 保 証	主務大臣により認定を受けた「経営力向上計画」にしたがって事業承継等を行い、次のいずれにも該当する方 ①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること ③法人・個人の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと	

協会の保証制度

保 証 期 間	主 な 保 証 料 率	担 保	保 証 人
<一括返済> 1年以内 <分割返済> 運転 10年以内 設備 20年以内	<責任共有対象> 0.45%～1.90%	必要に応じて	原則代表者のみ
<分割返済> 10年以内	<責任共有対象外> 0.80% (「創業等連携サポート制度」 (※1)利用時は0.60%又は 0.45%、「経営資源引継ぎ サポート制度」(※2)利用時 は0.45%)	不要	原則代表者のみ
※1 「創業等連携サポート制度」とは、創業又は分社化を目指す方を認定経営革新等支援機関や日本政策金融公庫、特定支援等事業を実施する市町村と栃木県信用保証協会が連携し、創業等に関する相談対応から計画策定支援、事業開始後の経営支援までニーズに応じたサポートを行うとともに、保証料率の引き下げを実施し、事業の成長を支援することを目的とした支援スキームです。 ※2 「経営資源引継ぎサポート制度」とは、後継者不在の事業者から創業や事業承継により経営資源を引き継いで事業を行う方を栃木県事業引継ぎ支援センター等と栃木県信用保証協会が連携し、事業承継等に関する相談対応からマッチング支援、計画策定支援、事業開始後の経営支援までニーズに応じたサポートを行うとともに、保証料率の引き下げを実施し、経営資源の引継ぎを促進することを目的とした支援スキームです。			
<分割返済> 10年以内	<責任共有対象外> 1.00% (「創業等連携サポート制度」 (※1)利用時は0.80%又は 0.65%、「経営資源引継ぎ サポート制度」(※2)利用時 は0.65%)	不要	不要
※1 「創業等連携サポート制度」とは、創業又は分社化を目指す方を認定経営革新等支援機関や日本政策金融公庫、特定支援等事業を実施する市町村と栃木県信用保証協会が連携し、創業等に関する相談対応から計画策定支援、事業開始後の経営支援までニーズに応じたサポートを行うとともに、保証料率の引き下げを実施し、事業の成長を支援することを目的とした支援スキームです。 ※2 「経営資源引継ぎサポート制度」とは、後継者不在の事業者から創業や事業承継により経営資源を引き継いで事業を行う方を栃木県事業引継ぎ支援センター等と栃木県信用保証協会が連携し、事業承継等に関する相談対応からマッチング支援、計画策定支援、事業開始後の経営支援までニーズに応じたサポートを行うとともに、保証料率の引き下げを実施し、経営資源の引継ぎを促進することを目的とした支援スキームです。			
<分割返済> 運転 5年以内 設備 7年以内	<責任共有対象> 0.60% <責任共有対象外> 0.80%	必要に応じて	原則代表者のみ 不要

制 度 名	制 度 利 用 対 象 者	保 証 限 度 額
経 営 承 継 関 連 保 証	経営の承継に伴い事業活動の継続に支障が生じていることについて、知事の認定を受けた方	2億8,000万円
特 定 経 営 承 継 関 連 保 証	経営の承継に伴い事業活動の継続に支障が生じていることについて、知事の認定を受けた中小企業の代表者の方	2億8,000万円
経 営 承 継 準 備 関 連 保 証	事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を行うために不可欠な資産の譲受けを行うものと認められ、知事の認定を受けた方	2億8,000万円
経営者保証免除要件	次のいずれにも該当し、事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を行うために不可欠な資産の譲受けを行うものと認められ、知事の認定を受けた方 ①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること ③法人・個人の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと	
特 定 経 営 承 継 準 備 関 連 保 証	事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を行うために不可欠な資産の譲受けを行うものと認められ、知事の認定を受けた方（事業を営んでいない個人）	2億8,000万円
事業承継サポート保証	事業承継計画に基づき、事業会社の株式を取得することにより、事業会社の事業活動を支配することを目的として設立された持株会社	2億8,000万円
事業承継特別保証制度	次の(1)又は(2)に該当し、かつ(3)に該当する方 (1)保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 (2)令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施し事業承継日から3年を経過していない法人 (3)次の①から④すべての要件を満たすこと ①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること ③法人・個人の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと	2億8,000万円
経営承継借換関連保証	次の(1)から(3)のいずれにも該当する会社である方 (1)経営者保証により、当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められ、知事の認定を受けた方 (2)認定申請日から3年以内に事業承継を予定している (3)次の①から④すべての要件を満たすこと ①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること ③法人・個人の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと	2億8,000万円

保 証 期 間 な ど	主 な 保 証 料 率	担 保	保 証 人
<一括返済> 1年以内 <分割返済> 運転 10年以内 設備 15年以内	<責任共有対象> 0.45%～1.90% (「事業承継制」適用により、 上記から一律20%割り引き)	必要に応じて	原則代表者のみ
<一括返済> 1年以内 <分割返済> 運転 10年以内 設備 15年以内	<責任共有対象> 0.45%～1.90% (「事業承継制」適用により、 上記から一律20%割り引き)	必要に応じて	原則認定中小企業者のみ
<一括返済> 1年以内 <分割返済> 運転 10年以内 設備 15年以内	<責任共有対象> 0.45%～1.90% (「事業承継制」又は「経営資源引継ぎサポート制度」適用により上記から一律20%割り引き)	必要に応じて	原則代表者又は他の中小企業者(法人)のみ
			不要
<一括返済> 1年以内 <分割返済> 運転 10年以内 設備 15年以内	<責任共有対象> 1.15% (「事業承継制」又は「経営資源引継ぎサポート制度」適用により上記から20%割り引き)	必要に応じて	原則他の中小企業者(法人)のみ
15年以内	<責任共有対象> 1.15% (「事業承継制」適用により、 上記から20%割り引き)	必要に応じて	原則代表者のみ
<一括返済> 1年以内 <分割返済> 10年以内	<責任共有対象> 0.45%～1.90% 中小企業活性化協議会及び 事業承継・引継ぎ支援センターの 確認を受けた場合、 0.20%～1.15%	必要に応じて	不要
<一括返済> 1年以内 <分割返済> 10年以内	<責任共有対象> 0.45%～1.90% 中小企業活性化協議会及び 事業承継・引継ぎ支援センターの 確認を受けた場合、 0.20%～1.15%	必要に応じて	不要

制 度 名	制 度 利 用 対 象 者	保 証 限 度 額
経 営 革 新 関 連 保 証	行政庁により承認を受けた「経営革新計画」にしたがって事業を実施する方	2億8,000万円
特 別 小 口 保 証	常時使用する従業員が20名（宿泊業、娯楽業、旅行業を除く商業・サービス業は5名）以下で、他の保証制度を利用した保証付借入がなく、次の①及び②の要件を満たす方 ①県内において1年以上同一事業を営む「居住要件」 ②保証申込日以前の1年間に納期が到来した所得税等を完納している「納税要件」	2,000万円
小 口 零 細 企 業 保 証	常時使用する従業員が20名（宿泊業、娯楽業、旅行業を除く商業・サービス業は5名）以下で、新規借入を含めた保証付借入の残高が2,000万円以内となる方	2,000万円
小口カードローン根保証 「クレシェンド」	常時使用する従業員が20名（宿泊業、娯楽業、旅行業を除く商業・サービス業は5名）以下で、確定申告（決算）を1期以上行っており、信用保証協会が定める要件を満たし、極度額の範囲内で借り入れを反復して行いたい方	50万円～ 次のいずれか少ない額 ①300万円 ②直近申告書（決算書）の 平均月商の3倍
当 座 貸 越 根 保 証	次の①～③すべての要件に加え、信用保証協会が定める要件を満たし、極度額の範囲内で借り入れを反復して行いたい方 ①同一事業の業歴が3年以上ある ②2期以上の確定申告を行っている ③申込金融機関との与信取引が6か月以上ある	100万円～2億8,000万円
事業者カードローン根保証	同上	100万円～2,000万円
無担保当貸5000保証	次の①及び②の要件のほか、信用保証協会が定める要件を満たし、極度額の範囲内で借り入れを反復して行いたい方（法人） ①業歴が3年以上ある ②2期以上の確定申告を行っている	1,000万円～ 次のいずれか少ない額 ①5,000万円 ②直近申告書（決算書）の 平均月商の3倍
財務要件型無保証人 当 座 貸 越 根 保 証 「フォルティッシモ」	直近申告書（決算書）において純資産額が5,000万円以上で、信用保証協会が定める資格要件を満たす方（法人）	2億8,000万円
割 引 根 保 証	極度額の範囲内で手形及び電子記録債権の割引を反復して行いたい方	2億8,000万円
手 形 貸 付 根 保 証	極度額の範囲内で手形による借入を反復して行いたい方	
流 動 資 産 担 保 融 資 保 証 （ A B L 保 証 ）	売掛債権（売掛金債権・手形債権・電子記録債権、割賦販売代金債権、運送料債権、診療報酬債権、工事請負代金債権など）及び棚卸資産（※）を担保として有効活用し資金調達を行う方 ※法人に限り担保とすることが可能です。	2億円 （借入極度額（借入金額）は2億5,000万円が限度）
商 工 い き い き 特 別 保 証	県内で同一事業の業歴が1年以上あり、商工団体（商工会議所又は商工会）の経営指導及び推薦を受け、新規借入を含めた保証付借入の残高が5,000万円以内となる方	次のいずれか少ない額 ①500万円 ②直近申告額（決算書）の 平均月商の3倍

保 証 期 間 な ど	主 な 保 証 料 率	担 保	保 証 人
＜分割返済＞ 運転 5年以内 設備 7年以内	＜責任共有対象＞ 0.70% ＜責任共有対象外＞ 0.80%	必要に応じて	原則代表者のみ
＜一括返済＞ 1年以内 ＜分割返済＞ 運転 10年以内 設備 20年以内	＜責任共有対象＞ 0.70% ＜責任共有対象外＞ 0.80%	不要	不要
＜一括返済＞ 1年以内 ＜分割返済＞ 10年以内	＜責任共有対象外＞ 0.50%～2.20%	原則不要	原則代表者のみ
＜約定弁済又は随時弁済＞ 1年又は2年	＜責任共有対象＞ 0.39%～1.62%	原則不要	原則代表者のみ
＜約定弁済又は随時弁済＞ 1年又は2年	＜責任共有対象＞ 0.39%～1.62%	＜保証額5千万円以内＞ 必要に応じて ＜保証額5千万円超＞ 必要	原則代表者のみ
		必要に応じて	
＜約定弁済又は随時弁済＞ 1年又は2年	＜責任共有対象＞ 0.35%～1.60%	不要	原則代表者のみ
＜約定弁済又は随時弁済＞ 1年又は2年	＜責任共有対象＞ 0.39%～1.62%	必要に応じて	不要
運転 1年又は2年	＜責任共有対象＞ 0.29%～1.52%	必要に応じて	原則代表者のみ
	＜責任共有対象＞ 0.45%～1.90%		
根 保 証 ＜約定弁済又は随時弁済＞ 1年 個 別 保 証 ＜一括返済＞ 1年以内	＜責任共有対象＞ 0.68%	根 保 証 売掛債権、棚卸資産 個 別 保 証 売掛債権	不要
＜分割返済＞ 10年以内	＜責任共有対象＞ 0.45%～1.90%	不要	原則代表者のみ

制 度 名	制 度 利 用 対 象 者	保 証 限 度 額
セーフティネット保証 (経営安定関連保証)	取引先の倒産や事業活動の制限、災害、取引先金融機関の破綻等により経営の安定に支障が生じ、市町村長からセーフティネット保証に係る認定書の発行を受けた方 《1号》連鎖倒産防止 《2号》取引先企業のリストラ等の事業活動の制限 《3号》突発的災害(事故等) 《4号》突発的災害(自然災害等) 《5号》業況の悪化している業種(全国的) 《6号》取引先金融機関の破綻 《7号》金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整 《8号》金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡	<1～5号、7・8号要件> 2億8,000万円 <6号要件> 3億8,000万円 次の①～③と合算で5億6,000万円 ①東日本大震災復興緊急保証 ②災害関係保証(東日本大震災及び危機関連保証の対象となった災害に係るものに限る) ③危機関連保証
災 害 関 係 保 証	激甚災害により直接被害を受け、市町村長から罹災証明書の発行を受けた方	2億8,000万円 (セーフティネット保証と同枠)
緊急災害短期保証制度	当協会が指定した自然災害等により直接的、間接的に被害を受け事業継続に支障をきたしている方	次のいずれか少ない額 ①1,000万円 ②直近申告額(決算書)の平均月商
経 営 力 強 化 保 証	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方	2億8,000万円
借 換 保 証	既往の保証付借入金の返済負担を借り換えにより軽減させ、資金繰りの円滑化を図る方	2億8,000万円
条 件 変 更 改 善 型 借 換 保 証	既往の保証付借入金について返済条件の緩和を行っているものの、経営改善の意欲があり、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定して金融の正常化を図り、計画の実行及び進捗報告を行う方	
事 業 再 生 計 画 実 施 関 連 保 証 (経営改善サポート保証)	中小企業活性化協議会や信用保証協会等が開催する経営サポート会議等の支援により作成され、債権者間の合意が得られている事業再生計画を基に事業の再生に取り組み、計画の実行及び進捗報告を行う方	2億8,000万円
長 期 経 営 資 金 保 証	同一事業を3年以上継続し、信用保証協会が定める要件を満たし、長期の資金を調達したい方	2,000万円～2億円
自 主 廃 業 支 援 保 証	事業譲渡や経営者交代等により事業継続が見込めず、自ら廃業を選択し、経営サポート会議等により合意に至った廃業計画の実行及び進捗報告を行う方	3,000万円

保 証 期 間 な ど	主 な 保 証 料 率	担 保	保 証 人
運転 10年以内 借換 10年以内 設備 20年以内	<責任共有対象> 0.70% <責任共有対象外> 0.80%	必要に応じて	原則代表者のみ
運転 10年以内 設備 20年以内	<責任共有対象外> 0.70%	必要に応じて	原則代表者のみ
<一括返済> 1年以内 <分割返済> 1年以内	<責任共有対象> 0.36%～1.52% <責任共有対象外> 0.40%～1.76%	原則不要	原則代表者のみ
<一括返済> 1年以内 <分割返済> 運転 5年以内 設備 7年以内 (借換を含む場合 10年以内)	<責任共有対象> 0.45%～1.75%	必要に応じて	原則代表者のみ
<分割返済> 10年以内	<責任共有対象> 0.45%～1.90%	必要に応じて	原則代表者のみ
<分割返済> 15年以内			
<一括返済> 1年以内 <分割返済> 15年以内	<責任共有対象> 0.70% <責任共有対象外> 0.80%	必要に応じて	原則代表者のみ
<分割返済> 運転 3年以上15年以内 設備 3年以上20年以内	<責任共有対象> 0.45%～1.90%	原則必要	原則代表者のみ
1年以内 (かつ、終期は解散予定日より前)	<責任共有対象> 0.45%～1.90%	必要に応じて	原則代表者のみ

制 度 名	制 度 利 用 対 象 者	保 証 限 度 額
中小企業特定社債保証	直近申告書（決算書）において純資産額が5,000万円以上で、信用保証協会が定める資格要件を満たし、社債の発行により資金調達を行う方（法人）	4億5,000万円 （発行価格は5億6,000万円が限度【保証割合80%】ただし、セーフティネット保証・危機関連保証を除く普通保証、無担保保証と合計で限度額は5億円）
寄贈型SDGs特定社債保証 「とちぎ地域貢献応援債」	上記「中小企業特定社債保証」の要件を満たし、地域貢献のため県内の団体等に寄贈を行う方（法人）	
とちぎSDGs推進企業 応 援 保 証	栃木県の「とちぎSDGs推進企業登録制度」に登録し、その目標達成に向けて取り組んでいる方	1億円 （運転資金については、3,000万円以内）
財 務 要 件 型 無 保 証 人 保 証	直近申告書（決算書）において純資産額が5,000万円以上で、信用保証協会が定める資格要件を満たす方（法人）	2億8,000万円
金 融 機 関 連 携 型 継 続 支 援 保 証 “ アン サ ン プ ル ”	信用保証を付さない（金融機関プロパー）借入があり（または同時に借入をし）、短期資金を継続利用することで資金繰りの安定及び財務基盤の強化を図りたい方	3,000万円
ハーモニーサポート保証	保証付借入と同時に信用保証を付さない（金融機関プロパー）借入により、借入枠の拡大を図りたい方	2億8,000万円 （運転資金については、直近申告書（決算書）の平均月商の3倍まで）
健康・働き方応援保証 “ は つ ら つ ”	健康経営や働き方の見直し等に取り組み、次の【認定要件】又は【認定外要件】を満たす方 【認定要件】次の①～⑥のいずれかを受けている ①「健康経営優良法人」認定（日本健康会議） ②「くるみん」・「トライくるみん」・「プラチナくるみん」認定（厚生労働大臣） ③「えるぼし」・「プラチナえるぼし」認定（厚生労働大臣） ④「ユースエール」認定（厚生労働大臣） ⑤「安全衛生優良企業」認定（厚生労働省） ⑥ 障害者雇用促進法に基づく認定（厚生労働省） ⑦「男女生き生き企業」認定（栃木県知事） ⑧「とちぎ健康経営事業所」認定（栃木県知事） 【認定外要件】次の①～⑤のいずれかを行っている ①「とちぎ健康経営宣言証」交付（協会けんぽ・健保連） ② 次世代法「一般事業主行動計画」届出（労働局長） ③ 女性活躍推進法「一般事業主行動計画」届出（労働局長） ④「とちぎ女性活躍応援団」会員登録（栃木県） ⑤「いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ宣言」登録（栃木県）	1億円
会計力向上応援保証	計算書類の信頼性及び財務会計力の向上に取り組み、次の①又は②の要件を満たす方 ①「中小企業の会計に関する指針」又は「中小企業の会計に関する基本要領」に拠り計算書類を作成している ②税理士法第33条の2第1項に規定する計算事項等を記載した書面が作成されている	1億円

保 証 期 間 な ど	主 な 保 証 料 率	担 保	保 証 人
<定時償還（6か月毎）又は満期一括償還> 2年以上7年以内	<責任共有対象> 0.45%～1.90% （「企業発達応援型」社債保証 利用時は上記から10～20%割 引き適用）	<保証額2億円以内> 不要 <保証額2億円超> 必要	不要 （共同保証人のみ）
	<責任共有対象> 0.382%～1.615%		
<分割返済> 運転 10年以内 設備 20年以内	<責任共有対象> 0.405%～1.710%	必要に応じて	原則代表者のみ
<一括返済> 2年以内 <分割返済> 運転 7年以内 設備 10年以内	<責任共有対象> 0.45%～1.90%	必要に応じて	不要
<一括返済> 2年以内	<責任共有対象> 0.45%～1.90%	必要に応じて	原則代表者のみ
<一括返済> 1年以内 <分割返済> 運転 10年以内 設備 20年以内	<責任共有対象> 0.405%～1.710%	必要に応じて	原則代表者のみ
<一括返済> 1年以内 <分割返済> 10年以内	<責任共有対象> 【認定要件】 0.360%～1.520% 【認定外要件】 0.382%～1.615%	必要に応じて	原則代表者のみ
<一括返済> 1年以内 <分割返済> 10年以内	<責任共有対象> 【①及び②を満たす場合】 0.382%～1.615% 【①又は②を満たす場合】 0.405%～1.710%	必要に応じて	原則代表者のみ

○信用保証料について

信用保証料は、信用保証協会を利用していただくうえで中小企業者の方にご負担いただく唯一の費用で、融資金額、保証期間、保証料率、返済方法などにより算出します。

(1) 保証料率

保証料率は、中小企業者の方が信用保証のお申込をする際の直近確定申告書（決算書）等により料率区分が決定され、さらにご利用する保証制度によって下表の保証料率を適用します。

なお、創業直後で決算期を迎えていない場合や、個人事業主で貸借対照表を作成していない場合等により料率区分を判定できない中小企業者は、区分⑤の保証料率を適用します。

また、利用する保証制度によっては固定の保証料率が適用となります。

①責任共有対象

(単位：％)

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
一 般 保 証	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
県 制 度	1.40	1.25	1.10	0.95	0.90	0.85	0.80	0.60	0.45
市 町 村 特 別 保 証 制 度	1.710	1.575	1.395	1.215	1.035	0.900	0.720	0.540	0.405
割 引 根 保 証	1.52	1.39	1.22	1.05	0.88	0.75	0.58	0.41	0.29
当 座 貸 越 根 保 証									
事業者カードローン根保証	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39
小口カードローン根保証									
無担保当貸5000保証	1.60	1.45	1.30	1.15	0.95	0.80	0.60	0.45	0.35
ハーモニーサポート保証	1.710	1.575	1.395	1.215	1.035	0.900	0.720	0.540	0.405
健康・働き方認定要件	1.520	1.400	1.240	1.080	0.920	0.800	0.640	0.480	0.360
応援保証認定外要件	1.615	1.487	1.317	1.147	0.977	0.850	0.680	0.510	0.382
会計力向上両要件該当	1.615	1.487	1.317	1.147	0.977	0.850	0.680	0.510	0.382
応援保証一部要件該当	1.710	1.575	1.395	1.215	1.035	0.900	0.720	0.540	0.405

②責任共有対象外

(単位：％)

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
小 口 零 細 企 業 保 証	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
県 制 度	1.60	1.45	1.30	1.15	1.05	1.00	0.90	0.70	0.50
市 町 村 特 別 保 証 制 度	1.980	1.800	1.620	1.440	1.215	0.990	0.810	0.630	0.450

※事業者選択型経営者保証非提供制度を利用することにより、経営者保証を提供しない場合は、所定の保証料率から0.25%もしくは0.45%引き上げた保証料率を適用します。

(2) 保証料率割引制度

全国の信用保証協会共通の定性要因割引により、保証料の負担を軽減しています。

また、栃木県信用保証協会では、利用する保証制度や資金使途等によって、基準保証料率から独自の割引措置を講じており、保証料の負担をさらに軽減しています。

【定性要因による割引】

①会計参与設置会社に対する割引

会計参与が設置されていることが確認できる場合は0.10%の引き下げた保証料率を適用します。

なお、対象となる保証は「一括支払契約保証」以外の保証となります。

②有担保保証に対する割引

不動産担保の提供がある（有担保保証の）場合は0.10%引き下げた保証料率を適用します。

ただし、利用する保証制度等によっては引き下げの対象とならない場合があります。

【栃木県信用保証協会による独自割引】（令和8年3月31日まで）

①創業等連携サポート制度

「創業等連携サポート制度」を利用する場合、「創業関連保証」については0.80%から、「スタートアップ創出促進保証」については1.00%から、0.20%（女性、若者（35歳未満）またはシニア（55歳以上）の場合は0.35%）引き下げた保証料率を適用します。

②「企業発達応援型」社債保証

「中小企業特定社債保証」を利用し、信用保証協会が定める【健康・働き方要件】を満たす場合は基準保証料率から20%、【会計力要件】のすべての要件を満たす場合は15%、【会計力要件】のいずれかの要件を満たす場合は10%割引いた保証料率を適用します。

③事業承継促進保証料率割引制度(事業承継割)

「経営承継関連保証」、「特定経営承継関連保証」、「経営承継準備関連保証」、「特定経営承継準備関連保証」、「事業承継サポート保証」を利用する場合、基準保証料率から20%割り引いた保証料率を適用します。

④経営資源引継ぎサポート制度

「経営資源引継ぎサポート制度」を利用する場合、「創業関連保証」は0.80%から、「スタートアップ創出促進保証」は1.00%から、それぞれ0.35%引き下げた保証料率を適用し、「経営承継準備関連保証」、「特定経営承継準備関連保証」について基準保証料率から20%割り引いた保証料率を適用します。

(3) 信用保証料の計算方法(分割返済の場合)

《確定日保証の場合》

融資金額 × 保証料率 × 保証期間(日) / 365 × 回数別係数

《期間保証の場合》

融資金額 × 保証料率 × 保証期間(月) / 12 × 回数別係数

【回数別係数】

返済回数	均等返済	不均等返済
2～6回	0.70	0.77
7～12回	0.65	0.72
13～24回	0.60	0.66
25回以上	0.55	0.61

(4) 信用保証料の支払方法

信用保証料の支払方法については、信用保証の申込み時に『一括』又は『分割』の選択が可能です。

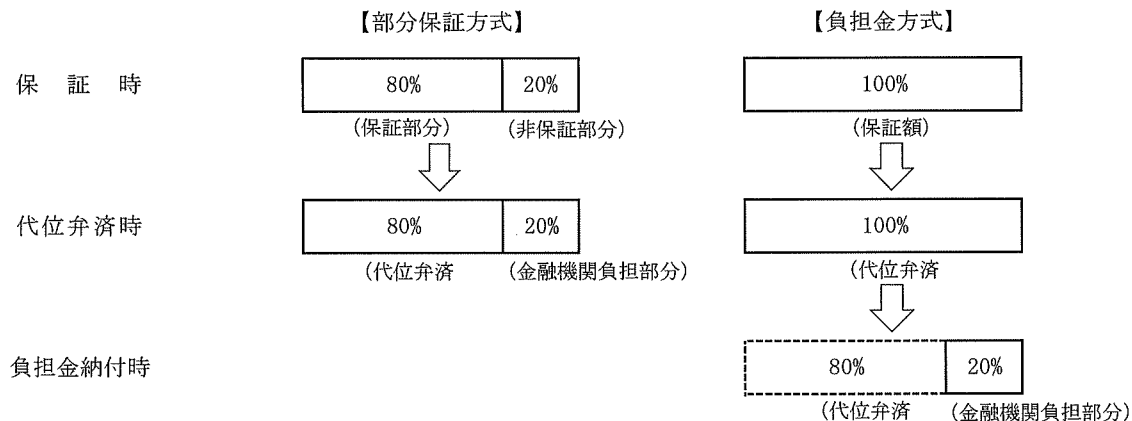
なお、『分割』による支払いは保証期間が2年超の保証(根保証の場合は1年超の場合)に限られ、希望する方は「信用保証料分割支払承認依頼書」の提出が必要となります。

○責任共有制度のしくみ

(1) 制度の目的と金融機関の負担割合

責任共有制度は、信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図ることで、両者が連携して中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及び実行後の経営支援・再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を行うことを目的としています。

また、融資金額の80%を信用保証協会が負担する「部分保証方式」と、信用保証の利用実績に応じた負担金を信用保証協会に負担する「負担金方式」のいずれかの方式を金融機関が選択しますが、いずれの方式においても金融機関の負担割合(20%)は同等となります。



(2) 責任共有制度の対象とならない保証

- ①セーフティネット保証(経営安定関連保証)1～4号,6号
- ②小口零細企業保証
- ③災害関係保証
- ④東日本大震災復興緊急保証
- ⑤創業関連保証(再挑戦支援保証を含む。)
- ⑥特別小口保証(※1)
- ⑦事業再生保証
- ⑧求償権消滅保証
- ⑨破綻金融機関等関連特別保証(中堅企業特別保証)
- ⑩経営改善サポート保証(事業再生計画実施関連保証)(※2)
- ⑪危機関連保証

(※1) 特定非営利活動法人(NPO法人)が利用する場合は、医業を主たる事業とする者を除き、責任共有制度の対象となります。

(※2) 責任共有制度対象外(100%保証)の保証付融資を同額以内で借り換える場合に限り、責任共有制度の対象外となります。

V 日 本 政 策 金 融

日本政策金融公庫

日本政策金融公庫は、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫を前身とする政策金融機関です。

(1) 国民生活事業

従来の国民生活金融公庫が担っていた業務は日本政策金融公庫 国民生活事業が引き継いでいます。国民生活事業は、地域の身近な金融機関として、小規模事業者や創業企業の皆さまへの事業資金融資のほか、お子さまの入学資金などを必要とする皆さまへの教育資金融資などを行っています。

【主な融資制度】（令和6年12月末日現在）

融資の種類			融資の対象者	資金の使途
一 般 貸 付			事業を営むほとんどの業種の方	設備資金 運転資金
				特定設備資金
特 別 貸 付	セーフティネット貸付	経営環境変化対応資金	社会的、経済環境の変化などの外的要因により、一時的に業況が悪化している方	設備資金 運転資金
	企業活力強化貸付	企業活力強化資金	卸・小売業、食品関係等の製造小売業、飲食サービス業、サービス業または一定の要件を満たす不動産賃貸業を営む方で、店舗の新築・増改築や機械設備の導入を行う方など	設備資金 運転資金
		海外展開・事業再編資金	海外への直接投資・販売強化、海外企業への生産委託に取り組む方	設備資金 運転資金
		ソーシャルビジネス支援資金	NPO法人や、保育・介護サービスを営む方、または社会的課題の解決を目的とする事業を営む方	設備資金 運転資金
		事業承継・集約・活性化支援資金	事業承継等に際して、株式や事業用資産を取得する方など	設備資金 運転資金
		観光産業等生産性向上資金	観光に関する事業を営み、生産性向上に向けた取り組みを行う方	設備資金 運転資金
	環境・エネルギー対策貸付	環境・エネルギー対策資金	非化石エネルギー設備やグリーントランスフォーメーションに必要な設備を導入する方など	設備資金 運転資金
	新企業育成貸付	新規開業資金	新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方	設備資金 運転資金
		新事業活動促進資金	経営多角化、事業転換により、第二創業を図る方など	設備資金 運転資金
	企業再生貸付	企業再建資金	取引金融機関の支援や中小企業活性化協議会の関与などにより企業の再建を図る方	設備資金 運転資金
マル経融資 (小規模事業者経営改善資金)			商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている方で、商工会議所等の長の推薦を受けた方	設備資金 運転資金

※ お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

公 庫 の 融 資 制 度

ホームページアドレス <https://www.jfc.go.jp/>

(問い合わせ先) 宇都宮支店 〒320-0813 宇都宮市二番町1-31
TEL0570-012903 Fax028-637-5096

佐 野 支 店 〒327-0022 佐野市高砂町2806-1
TEL0570-015099 Fax0283-22-6248

融資限度	利 率	融資期間	据置期間	その他
	年利率 (%)			
4,800万円	日本政策金融公庫のホームページにてご確認ください。 (※)	設備 10年以内 運転 7年以内	設備 2年以内 運転 1年以内	
7,200万円		20年以内	2年以内	
4,800万円		設備 15年以内 運転 8年以内	3年以内	
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		設備 20年以内 運転 7年以内	2年以内	
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		設備 20年以内 運転 7年以内	2年以内	
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		設備 20年以内 運転 7年以内	2年以内	
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		設備 20年以内 運転 10年以内	5年以内	
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		設備 20年以内 運転 7年以内	2年以内	
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		設備 20年以内 運転 7年以内	2年以内	
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		設備 20年以内 運転 10年以内	5年以内	
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		設備 20年以内 運転 7年以内	2年以内	
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		設備 20年以内 運転 原則15年以内	2年以内	
2,000万円		設備 10年以内 運転 7年以内	設備 2年以内 運転 1年以内	

	融資の対象者		資金の使途	融資限度		利 率	
				設備資金	運転資金	年利率（％）	
生活衛生貸付	一般貸付	業 種	設備資金	7,200万円		日本政策金融公庫のホームページにてご確認ください。（※）	
		飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業、食鳥肉販売業、冰雪販売業、理容業、美容業 その他公衆浴場業					
		一般公衆浴場業					3億円
		2施設以上の場合					4億8,000万円
		旅館業					4億円
		興行場営業、サウナ営業					2億円
		クリーニング業					1億2,000万円
	振興事業貸付	業 種	設備資金 運転資金	1億5,000万円	全業種 5,700万円		
		飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業、食鳥肉販売業、冰雪販売業、理容業、美容業					
		一般公衆浴場業					1億5,000万円 （一般貸付と別枠）
		興行場営業、旅館業					7億2,000万円
	生活衛生改善貸付 （無担保、無保証人）	生活衛生同業組合の経営特別相談員または生活衛生営業指導センターの経営指導員が行う経営指導を受けており、お使いみちに係る業種と同じ生活衛生同業組合の長（組合が設立されていない業種にあっては、生活衛生営業指導センターの長）の推薦を受けた方	設備資金 運転資金	2,000万円			

※ お使いみち、ご返済期間、または担保の有無によって異なる利率が適用されます。

融資期間	据置期間	事業規模			その他																										
13年以内 (一般公衆浴場業 は30年以内)	1年以内 (返済期間が7 年超の場合2年 以内)	<table><tr><th>対象業種</th><th>資本金(会社)</th><th>従業員数(会社又は個人)</th></tr><tr><td>飲食店営業 そば・うどん店 中華料理店 すし店 料理店 社交業 一般飲食店</td><td rowspan="2">5,000万円以下</td><td rowspan="2">100人以下</td></tr><tr><td>喫茶店営業 理容業 美容業</td></tr><tr><td rowspan="5">設備 20年以内 運転 7年以内</td><td rowspan="5">2年以内</td><td colspan="3">一般公衆浴場業 サウナ営業 その他の公衆浴場業</td></tr><tr><td>食肉販売業</td><td rowspan="3">5,000万円以下 (卸売業は1億円以下)</td><td rowspan="3">50人以下 (卸売業は100人以下)</td></tr><tr><td>食鳥肉販売業</td></tr><tr><td>冰雪販売業</td></tr><tr><td>旅館業</td><td>5,000万円以下</td><td>200人以下</td></tr><tr><td>興行場営業</td><td>3億円以下</td><td>100人以下</td></tr><tr><td>クリーニング業</td><td>3億円以下</td><td>300人以下</td></tr></table>			対象業種	資本金(会社)	従業員数(会社又は個人)	飲食店営業 そば・うどん店 中華料理店 すし店 料理店 社交業 一般飲食店	5,000万円以下	100人以下	喫茶店営業 理容業 美容業	設備 20年以内 運転 7年以内	2年以内	一般公衆浴場業 サウナ営業 その他の公衆浴場業			食肉販売業	5,000万円以下 (卸売業は1億円以下)	50人以下 (卸売業は100人以下)	食鳥肉販売業	冰雪販売業	旅館業	5,000万円以下	200人以下	興行場営業	3億円以下	100人以下	クリーニング業	3億円以下	300人以下	
		対象業種	資本金(会社)	従業員数(会社又は個人)																											
飲食店営業 そば・うどん店 中華料理店 すし店 料理店 社交業 一般飲食店	5,000万円以下	100人以下																													
喫茶店営業 理容業 美容業																															
設備 20年以内 運転 7年以内	2年以内	一般公衆浴場業 サウナ営業 その他の公衆浴場業																													
		食肉販売業	5,000万円以下 (卸売業は1億円以下)	50人以下 (卸売業は100人以下)																											
		食鳥肉販売業																													
		冰雪販売業																													
		旅館業	5,000万円以下	200人以下																											
興行場営業	3億円以下	100人以下																													
クリーニング業	3億円以下	300人以下																													
設備 10年以内 運転 7年以内	設備 2年以内 運転 1年以内	常時使用する従業員数が5人(旅館業及び興行場営業を営む方は20人)以下の会社または個人																													

(2) 中小企業事業

従来の中小企業金融公庫が担っていた業務は日本政策金融公庫 中小企業事業が引き継いでいます。中小企業事業では、日本経済の活力の源泉であり、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の皆さまの成長・発展を金融面から支援しています。

ご利用いただけるかた	
中小企業事業をご利用いただける方は、以下のとおりです。 資本金又は従業員（個人事業者の方は従業員）が該当すれば、ご利用いただけます。	
対象業種	対象規模
製造業 ^(注1) 、建設業、運輸業など	資本金3億円以下または従業員300人以下
卸売業	資本金1億円以下または従業員100人以下
小売業、飲食業	資本金5千万円以下または従業員50人以下
サービス業 ^(注2)	資本金5千万円以下または従業員100人以下

(注1) 製造業のうち、一部のゴム製品製造業は、資本金3億円以下または従業員900人以下

(注2) サービス業のうち、旅館業は、資本金5千万円以下または従業員200人以下。ソフトウェア業、情報処理サービス業は、資本金3億円以下または従業員300人以下。

(注3) 貸付対象は、上記の業種および企業規模に該当する会社（監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、土地家屋調査士法人、社会保険労務士法人および行政書士法人を含む。）および個人、ならびに中小企業等協同組合などとなります。

○次の業種の方は、日本公庫中小企業事業の融資などの対象になりません。
詳しくは、窓口でご確認ください。
農業、林業、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業および保険サービス業を除く）
不動産業のうち住宅および住宅用の土地の賃貸業、非営利団体、一部の風俗営業
公序良俗に反するもの、投機的なもの、独立行政法人福祉医療機構の貸付対象となるものなど

主な融資制度（本制度の概要です。詳しくは日本公庫中小企業事業の窓口にお問い合わせください）		
特別貸付名	資金名	ご利用いただける方（概要）
新企業育成貸付	新事業育成資金	新規性、成長性のある事業を始めておおむね5年以内の方など
	女性、若者／シニア起業家支援資金	女性または35歳未満から55歳以上の方であって、新たに事業を始める方または事業開始後概ね7年以内の方
	再挑戦支援資金（再チャレンジ支援融資）	再チャレンジする起業家の方
	新事業活動促進資金	新しい事業分野の開拓を行う方
	中小企業経営力強化資金	認定経営革新等支援機関の指導・助言または「中小企業の会計に関する基本要領」などの適用により、経営力の強化を図る方
企業活力強化貸付	企業活力強化資金	経営の近代化、合理化や下請中小企業の振興を図る方など
	IT活用促進資金	情報化投資を行う方
	海外展開・事業再編資金	海外展開や海外展開事業の再編を行う方
	地域活性化・雇用促進資金	一定の雇用創出効果が見込める設備投資を行う方、地域への経済波及効果の高い事業活動に取り組む方
	事業承継・集約・活性化支援資金	事業や企業を承継・集約化する方など
	観光産業等生産性向上資金	観光に関する事業を行う方であり、かつ、事業計画を策定し、生産性向上に向けた取組みを図る方
	働き方改革推進支援資金	働き方改革の推進や多様な人材の活用促進に取り組む方など
環境・エネルギー対策貸付	環境・エネルギー対策資金	非化石エネルギー設備や、省エネルギー設備を設置する方、産業公害防止施設などを設置する方など
	B C P 資金	災害等の発生に備えて防災に資する施設などを整備する方
セーフティネット貸付	経営環境変化対応資金	一時的な売上高の減少等業況が悪化している方、社会的な要因による業況悪化により資金繰りに支障をきたしている方など
	金融環境変化対応資金	金融機関との取引状況の変化により一時的に資金繰りが悪化している方
	取引企業倒産対応資金	関連企業の倒産に伴い資金繰りに困難をきたしている方
企業再生貸付	事業再生・企業再建支援資金	経営改善または経営再建などに取り組む方

融資の条件について		
貸付条件	直接貸付	代理貸付 ^(注1)
資金使途	設備資金・長期運転資金	同左
融資限度額	各融資制度の限度内	同左
融資利率	融資制度ごとに借入期間などに応じて設定	同左
融資期間	融資制度ごとに設定 最長 設備20年 運転15年(事業再生・企業再建資金で、一定の要件を満たす場合などは20年)	融資制度ごとに設定 最長 設備20年 運転15年
ご返済方法	据置後、原則として元金均等割賦返済 ^(注2)	同左

(注1) 代理貸付については代理店の窓口(ほとんどの銀行、信用金庫、信用組合が代理店です。)に直接ご相談ください。

(注2) ご返済方法は、この他にも元利均等払い方式による返済などもあります。詳しくは日本公庫中小企業事業の窓口にお問い合わせください。

■担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。
機械装置や商品在庫、知的財産権なども担保の対象になります。詳しくは日本公庫中小企業事業の窓口にお問い合わせください。

■保証人
直接貸付において一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。詳しくは、日本公庫中小企業事業の窓口にお問い合わせください。

期限前弁済手数料制度	期限前にお客様の都合で借入金の全部または一部を返済される場合には、期限前弁済手数料をお支払いいただきます。 ※公庫の承諾がない場合、手数料をお支払いいただけない場合には、期限前の弁済はできません。
------------	---

融資限度額	融資利率	融資期間	据置期間
直接貸付 7億2千万円	日本政策金融公庫のホームページにてご確認ください。	設備 20年以内 運転 7年以内	設備 5年以内 運転 2年以内
直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円		設備 20年以内 運転 7年以内	設備 2年以内 運転 2年以内
直接貸付 7億2千万円		設備 20年以内 運転 15年以内	設備 2年以内 運転 2年以内
直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円		設備 20年以内 運転 7年以内	設備 2年以内 運転 2年以内
直接貸付 7億2千万円		設備 20年以内 運転 7年以内	設備 2年以内 運転 2年以内
直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円		設備 20年以内 運転 7年以内	設備 2年以内 運転 2年以内
直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円		設備 20年以内 運転 7年以内	設備 2年以内 運転 2年以内
直接貸付 1億4千万円 代理貸付 1億2千万円		設備 20年以内 運転 7年以内	設備 2年以内 運転 2年以内
直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円		設備 20年以内 運転 7年以内	設備 2年以内 運転 2年以内
直接貸付 14億4千万円		設備 20年以内 運転 10年以内	設備 5年以内 運転 5年以内
直接貸付 7億2千万円		設備 20年以内 運転 7年以内	設備 2年以内 運転 2年以内
直接貸付 7億2千万円		設備 20年以内 運転 7年以内	設備 2年以内 運転 2年以内
直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円		設備 20年以内 運転 7年以内	設備 2年以内 運転 2年以内
直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円		設備 20年以内 運転 7年以内	設備 2年以内 運転 2年以内
直接貸付 7億2千万円		設備 15年以内 運転 8年以内	設備 3年以内 運転 3年以内
直接貸付 3億円		設備 15年以内 運転 8年以内	設備 3年以内 運転 3年以内
直接貸付 1億5千万円 代理貸付 1億2千万円		設備 20年以内 運転 20年以内	設備 2年以内 運転 2年以内

Ⅵ 商 工 中 金

商工中金は、主として中小規模の事業者を構成員とする団体およびその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を営む中小企業専門の金融機関です。

問い合わせ先 宇都宮支店 〒320-0861 宇都宮市西1丁目1番15号

TEL. 028-633-8191

足利支店 〒326-0814 足利市通2丁目2751

TEL. 0284-21-7131

○ 商工中金ホームページ（アドレス <https://www.shokochukin.co.jp/>）

種別	貸 付 対 象	資 金 使 途
	商工中金の株主である次の団体 事業協同組合・事業協同小組合、同連合会、信用協同組合、同連合会、企業組合、 協業組合、商工組合、同連合会、商店街振興組合、同連合会、生活衛生同業組合、同連 合会、生活衛生同業小組合、酒造組合、同連合会、同中央会、酒販組合、同連合会、同 中央会、内航海運組合、同連合会、輸出組合、輸入組合、市街地再開発組合	組合の共同事業に必要な 運 転 資 金 設 備 資 金
	商工中金の株主である次の団体 事業協同組合・事業協同小組合、同連合会、信用協同組合、同連合会、企業組合、 協業組合、商工組合、同連合会、商店街振興組合、同連合会、生活衛生同業組合、同 連合会、生活衛生同業小組合、酒造組合、同連合会、同中央会、酒販組合、同連合会、 同中央会、内航海運組合、同連合会、輸出組合、輸入組合、 市街地再開発組合	構成員の事業に必要な 資金を組合を通じて融資 するもの 運 転 資 金 設 備 資 金
	上記株主団体（組合）の構成員（組合員）	構成員に直接融資する もの 運 転 資 金 設 備 資 金

の 融 資 制 度

(代理貸)

商工中金は県下の代理店指定をしている信用組合等に対し、その組合の組合員などに対する貸出を委託しています。

資金使途 設備資金、長期運転資金

貸付限度額 原則として1億円以内 代理店が特に必要と認めた場合は一定の制限の下に2億円以内

金 利 直貸に準ずる。

貸付期間 運転資金 原則として1年以上7年以内 (代理店が特に必要と認めた場合は一定の制限の下に10年以内)
設備資金 原則として1年以上10年以内 (代理店が特に必要と認めた場合は一定の制限の下に15年以内)

償還方法 期限一時償還又は分割償還

担保・保証 必要に応じて設定させていただきます。

貸付限度額	貸付期間	貸付利率	償還方法	保証人及び担保
窓口で相談に応じています。	(1)短期資金 1年未満 (2)長期運転資金 原則として10年以内 (3)設備資金 原則として15年以内	商工中金の所定の利率による。 (詳細については、商工中金にお問い合わせください。)	期限一時償還 あるいは分割償還 (据置期間は必要により原則として2年以内)	(1) 必要に応じ組合役員その他の保証を要します。 (2) 必要に応じ担保を設定させていただきます。
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上	同 上	(1) 必要に応じ会社役員の保証を要します。 (2) 必要に応じ担保を設定させていただきます。

県制度融資に関するよくある質問Q & A（令和7（2025）年度版）

○共通

Q 1：県制度融資の対象となる中小企業者とは何か？

A：中小企業信用保険法第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に規定する中小企業者で、かつ中小企業信用保険法施行令第1条第1項に規定する業種を営む者をいいます。

中小企業信用保険法第2条第1項第1号で定める中小企業者の範囲
（資本金基準又は従業員基準のどちらかの基準を満たしている方）

区 分	資 本 金	従業員数
製 造 業 ・ 建 設 業 運 輸 業 ・ そ の 他	3 億円以下	300 人以下
卸 売 業	1 億円以下	100 人以下
サ ー ビ ス 業	5,000 万円以下	100 人以下
小 売 業 ・ 飲 食 店	5,000 万円以下	50 人以下

中小企業信用保険法第2条第1項第2号で定める中小企業者の範囲
（資本金基準又は従業員基準のどちらかの基準を満たしている方）

区 分	資 本 金	従業員数
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用 タイヤ及びチューブ製造業並びに工業 用ベルト製造業を除く。）	3 億円以下	900 人以下
旅行業・ソフトウェア業 ・ 情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
旅 館 業	5,000 万円以下	200 人以下

中小企業信用保険法第2条第1項第5号で定める中小企業者の範囲

区 分	従業員数
医業を主たる事業とする法人	300 人以下

※「医業を主たる事業とする法人」とは医療法人及び医業を主たる事業とする社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人を指す。

※「医業」とは産業分類上の病院、一般診療所、歯科診療所、獣医業、介護老人保健施設を指す。

中小企業信用保険法第2条第1項第6号で定める中小企業者（特定非営利活動法人）の範囲

区 分	従業員数
製 造 業 ・ 建 設 業 運 輸 業 ・ そ の 他	300 人以下
卸 売 業	100 人以下
サ ー ビ ス 業	100 人以下
小 売 業 ・ 飲 食 店	50 人以下

中小企業信用保険法施行令第1条第1項に規定する業種

○ 次に掲げる業種以外の業種

- 1 農業
- 2 林業
- 3 漁業
- 4 金融・保険業

※ 上記の4業種は県制度融資の対象となりません（一部例外あり）。
ただし、1については、栃木県農業ビジネス保証制度資金の対象となります。

※小規模企業者（参考）

（従業員数基準を満たしている方）

区 分	従業員数
製造業・その他の業種 サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下
商業（注）・サービス業（上記を除く。）	5人以下
医業を主たる事業とする法人	20人以下

（注）商業とは、卸売業、小売業（飲食店含む。）を指します。

Q2：県制度融資における融資限度額は一企業あたりか、それとも融資一件あたりか？

A：一企業あたりとなります。

Q3：各資金メニューの取扱金融機関は？

A：①栃木県農業ビジネス保証制度資金以外の制度資金
→令和7（2025）年度栃木県制度融資要綱 総則12に定める金融機関
②栃木県農業ビジネス保証制度資金
→栃木県信用保証協会と約定を締結している金融機関

Q4：要綱で定められている各資金の要件はいつの時点で満たす必要があるか？

A：原則として、金融機関への融資申込み時点において満たす必要があります。

Q5：第三者保証人の取扱はどうなっているのか？

A：県では、第三者保証人の徴求は義務付けておらず、金融機関及び保証協会の定めるところによります。
なお、保証協会では、経営者本人の健康上の理由のため事業承継予定者が連帯保証人となるなど、特別な事情がある場合を除き第三者保証人を徴求していません。

Q6：県外法人が県内に新たに事業所を設置する場合、融資対象となるか？

A：一般資金等では、県内外を問わず1年以上継続して同一事業を営んでおり、かつ県内において新たに事業所を設置し事業を行う場合にあっては、融資対象となります。

Q 7 : 県内法人が県外に新たに事業所を設置する場合、融資対象となるか？

A : 制度融資では、資金使途を県内の事業所で必要とする設備・運転資金に限っており、県外に事業所を設置する場合や県外事業所において資金を利用する場合には、融資対象となりません。※産業政策推進資金の重点政策推進融資（海外展開）を除く。

Q 8 : 本名と通称名により融資や信用保証協会の保証を申し込む外国人個人事業主の納税証明書の取扱い？

A : 本名と通称名の両方が明記された納税証明書が必要となります。
納税証明書の申請にあたっては、納税証明書請求書に本名と通称名を併記して申請をし、身分証明書は本名と通称名が併記されているものを提示してください。
また、金融機関の方等代理人が申請する場合の委任状についても、本名及び通称名が併記されたものがが必要です。
なお、本名と通称名が併記された身分証明書が確認できない場合は、それぞれの名前で1通ずつ納税証明書を申請・取得していただくことになります。

Q 9 : 同じ資金メニューにおいて、設備資金と運転資金併用の場合、融資申込みは1本でよいのか？

A : 1本での申込みも可能ですが、融資期間、据置期間等の融資条件については、条件の厳しい方の要件が適用となります。

○創業支援資金

Q10 : 創業支援資金において別表1・別表2・別表3・別表4はそれぞれ併用が可能か？

A : 保証限度額の範囲内で併用が可能です。

Q11 : 創業支援資金の別表2の融資対象(2)・(5)は、法人設立後も対象となるか？

A : 法人設立後は対象外となります。

Q12 : 創業支援資金の別表2の融資対象(5)・(6)に定める分社化の定義について

A : 親会社が事業を継続しており、かつ、次のいずれかに該当している場合に分社化として扱います。
①子会社へ親会社の出資がある場合（出資比率が著しく低い場合は除く。）
②親会社の資金以外の経営資源を活用している場合
【活用例】
・人材（取締役の半数以上が親会社からの出向者又は元親会社の社員）
・設備等有形無形固定資産（子会社にとって重要なものに限る）
・商号の一部使用 等

Q13 : 現在、住所地が栃木県外である個人が、新たに栃木県内に事業所を開設し、創業支援資金を利用する場合、栃木県の納税証明書は必要か？

A : 必要となります。
法人事業税の納税実績が無くても、県税に未納がないことを確認するためです。
なお、納税証明書は事業所開設地を管轄する県税事務所で発行されます。

○事業承継支援資金

Q14：事業承継支援資金（M&A関連）は、事業実績1年未満でも利用できるか？

A：利用できます。
事業承継支援資金（M&A関連）では、MBO等のケースも想定しているためです。

○産業政策推進資金

Q15：重点政策推進融資（フードバレー）において、農林漁業を営む事業者は融資対象になるか？

A：融資対象となりません。
農畜産物の生産など農林漁業分野の事業については、制度融資の対象となる中小企業者の事業とみなされないためです。ただし、製造・加工等のための専従の従業員がいる等、中小企業者の事業とみなされる場合は、対象になる場合があります。
また、要件を満たせば農政部所管の制度融資や栃木県農業ビジネス保証制度資金を利用することができます。

○経営安定資金

Q16：経営安定資金を短期で取り扱うことは可能か？

A：短期（1年以内）での取扱はできません。
当資金の趣旨は、長期資金の融資による経営の安定であるためです。
小規模企業資金も同様に短期での取扱はできません。

Q17：原油・原材料高騰等緊急対策資金の融資対象(1)・(2)について、原油・原材料価格の上昇等による影響を受ける前の同月でも可とあるが、いつまで遡っての比較が可能か？

A：原油・原材料価格の上昇等が顕著となったのが令和4（2022）年2月下旬頃からのため、最大で令和3年中まで遡って比較することを可能としています。

○経営サポート資金

Q18：県制度融資以外の保証付融資を借換えることはできるか？

A：経営サポート資金ではできません。
なお、経営改善資金で借換える場合がありますので、要件を御確認ください。

Q19：経営サポート資金で一度借換えたが、再度経営サポート資金で借換えることは可能か。

A：再度の借換はできません。
なお、経営改善資金で借換える場合がありますので、要件を御確認ください。

○農業ビジネス保証制度資金

Q20：「商工業とともに営む農業の実施に必要な事業資金」とは何か？

A：農業に係る事業資金のことをいいます。
また、事業資金には「商工業の実施に必要な事業資金と混在する資金を含む」としており、農業に係る事業資金と商工業に係る事業資金が混在する場合の資金（それぞれの事業に係る資金使途を区別できるか否かは問わないが、同一の貸付口に限る）も対象になります。
混在資金の例としては、以下のようなものが考えられます。

①農業に係る事業とセットで実施する商工業に係る事業資金

（例：農家レストランを開業する場合における厨房設備の購入のための資金。この場合、ビニールハウスの設置等、農業に係る資金と同一の貸付口としておくことが必要。）

②農業に係る資金使途と商工業に係る資金使途が混在していて区別ができない事業資金

（例：農業に係る人件費と商工業に係る人件費が混在している場合）

Q21：農業の売上比率が僅かであっても対象になるか？

A：対象になります。
農業と商工業の兼業の割合は問いません。

Q22：商工業とともに営む農業には相互の関連性が必要か？

A：関連性は問いません。
飲食店と野菜畑のような関連性が高い場合はもとより、建設業と稲作といった関連性が乏しい場合でも対象になります。

Q23：商工業のみに係る資金使途は対象になるか？

A：対象になりません。

※資金使途のイメージ
（農業に係る資金が必ず含まれていることが必要です）

商工業に係る資金

混在資金

農業に係る資金

対象

	商工業のみに係る資金	農業のみに係る資金	混在資金
商工業と農業の兼業者	×	○	○
商工業から農業に進出 （農業の客観的着手あり）	×	○	○
農業から商工業に進出 （商工業の客観的着手あり）	×	○	○